

# 史跡江戸城石垣石丁場跡

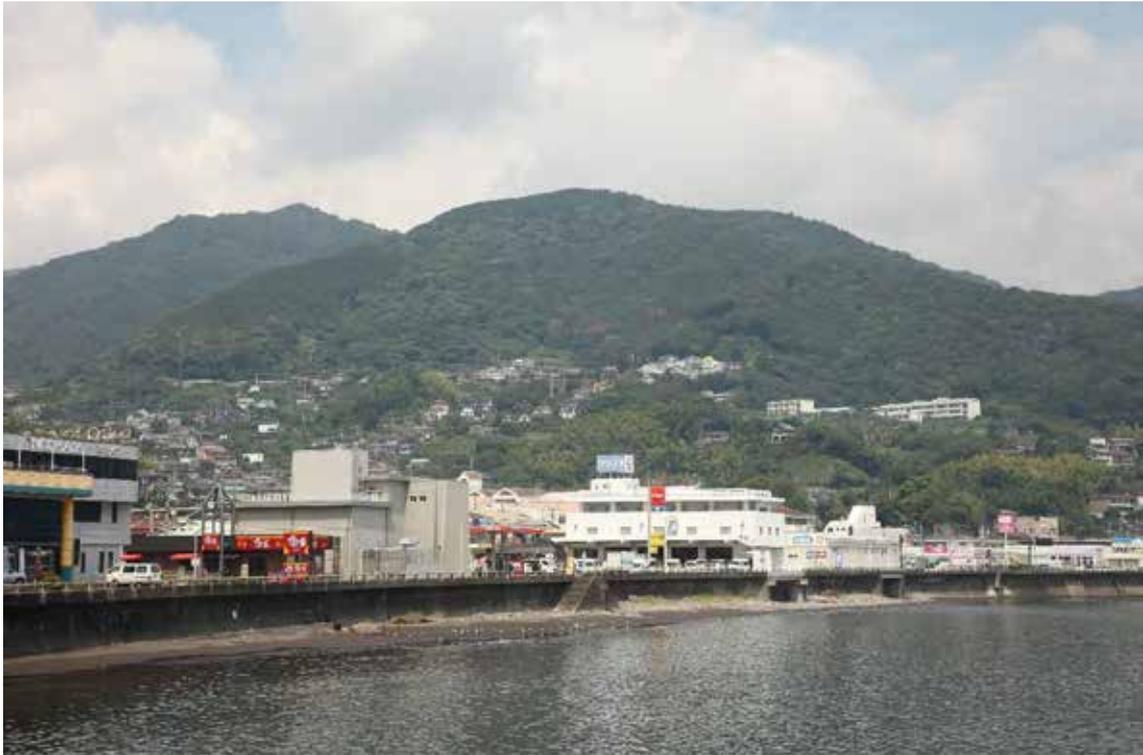
ちゅうばりくぼいしちょうばあと  
(中張窪石丁場跡)

## 保存活用計画書



令和2年3月

熱海市教育委員会



1. 中張窪石丁場跡遠景



2. 中張窪石丁場跡刻印「是ヨりにし 有馬玄蕃石場 慶長十六年 七月廿一日」  
熱海市指定有形文化財（歴史資料）「有馬玄蕃石場の標識石」



3. 中張窪石丁場跡採石坑遺構



4. 伝築城石船積場跡遠景

## ～ 例 言 ～

1. 本書は、熱海市下多賀地区内に所在する史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）の保存活用計画として、熱海市教育委員会生涯学習課が作成した。
2. 計画の策定は、熱海市が平成30年度から令和元年度にかけて文化庁の「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」の交付を受けて実施した。
3. 計画の策定にあたっては、「熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会」、文化庁文化財第二課、静岡県文化・観光部文化局文化財課の指導・助言を受けた。
4. 本計画の策定にかかる事務は、熱海市教育委員会生涯学習課が行い、関連業務を株式会社フジヤマに委託した。
5. 本計画の内容については、熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会において検討して、事務局がこれを取りまとめた。



# 史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）保存活用計画書

## ～ 目 次 ～

### 第1章 計画策定の沿革・目的

1 史跡の位置と概観	1
2 計画の目的	2
3 委員会の設置・経緯	4
4 計画の位置づけ	6
5 計画の実施	8

### 第2章 史跡を取り巻く環境

1 自然的環境	9
2 歴史的環境	18
3 社会的環境	23

### 第3章 史跡の概要

1 指定に至る経緯	28
2 指定地の状況	29

### 第4章 史跡の本質的価値

1 史跡の本質的価値の明示	33
2 構成要素の分類	34

### 第5章 現状・課題

1 保存管理の現状と課題	40
2 活用の現状と課題	40
3 整備の現状と課題	41
4 運営の現状と課題	42

### 第6章 大綱・基本方針

1 大綱	44
2 基本方針	44

## 第7章 保存管理

1 方向性	45
2 方法	45
3 現状変更等の取扱い	48
4 史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の手法	51
5 追加指定	51
6 公有地化	51

## 第8章 活用

1 方向性	52
2 方法	52

## 第9章 整備

1 方向性	56
2 方法	56

## 第10章 運営・体制の整備

1 方向性	58
2 方法	58

## 第11章 施策の実施計画

## 第12章 経過観察

1 方針	62
2 方法	62

## 参考資料

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1 史跡の位置と概観

熱海市は静岡県東端・伊豆半島の東岸基部に位置し、北は神奈川県足柄下郡湯河原町、南は伊東市、西は函南町、伊豆の国市と境をなし、東は相模湾に面している。市域は東西7.5km、南北は13.9kmで、さらに海上12kmに浮かぶ本県唯一の離島である初島を含め、総面積は61.78km<sup>2</sup>である（図1-1）。

今回、保存活用計画を策定する史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡<sup>ちゅうちやうぼりくぼいしちやうばあと</sup>）をはじめ、熱海市内のほか伊豆半島から西相模にかけての地域には矢穴（石材を割り取るクサビに似た道具「矢」を入れるために彫られた穴）のある石（矢穴石）や刻印（鑿等<sup>のみ</sup>で刻まれた印や文字）のある石（刻印石）などが表出する「石丁場遺跡」が約170箇所確認されている。

「丁場」とは作業現場という意味で、石丁場とは石を割ったり、加工したりした作業現場を示し、近世の史料では「御丁場」「丁場」「石場」などとも表現されている。伊豆地域では伝統的にこうした石切場のことを石丁場と呼ぶ。

石丁場遺跡の特徴としては、大規模な遺跡群であること、刻印が多種多様に確認され、しかも大名の名前や年号が刻まれたものもあり、文献史料や絵画資料が比較的まとまって残されていることなどが挙げられる。

史跡江戸城石垣石丁場跡は、江戸城改修に伴って、慶長9年（1604）から寛永13年（1636）にかけての「公儀御普請<sup>こうぎごふしん</sup>」により、諸大名が行った石垣の石材を採石、加工した石丁場の跡として、規模が大きく保存状況が良好な石丁場の中から、平成28年（2016）3月1日に熱海市<sup>しもたが</sup>下多賀に所在する「中張窪石丁場跡」、伊東市の「宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部」と神奈川県小田原市の「早川石丁場群関白沢支群<sup>はやかわ</sup>」が指定を受けた（図1-2、1-3）。



図1-1 熱海市域図

図1-2 史跡江戸城石垣石丁場跡の位置図

中張窪石丁場跡は熱海市の南部、上多賀と下多賀の大字境となる標高371.2mの山(通称大久保山、中張窪山)の東方に広がる市内最大規模の石丁場遺跡群の中に所在する。北側の上多賀側は白子・地獄沢石丁場遺跡、南の下多賀側が史跡指定地を内包する形で中張窪・瘤木石丁場遺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地となっている(図1-4)。現在の史跡指定範囲は、中張窪・瘤木石丁場遺跡の中でも特に保存状況が良好な部分である。



図 1-3 伊豆半島の石丁場と熱海市位置図  
※赤枠は図 1-4 の範囲を示す

## 2 計画の目的

中張窪石丁場跡は、江戸城石垣の採石の状況を伝える貴重な文化財であるとともに良質な石材を産し、江戸と海でつながっている伊豆地域の自然的・歴史的環境が背景にあり、地域的な特性も表している。また、石丁場遺跡は伊豆半島全域にわたる広大な遺跡で、江戸の市街地の土木資材や石造物にも伊豆地域の石材が使用されており、史跡指定地の3箇所はもとより地域全体を視野に入れる必要がある。

中張窪石丁場跡は山間部に存在する民有地で、現況は原野や植林、耕作放棄地となっており、山林の管理が行き届かず、イノシシによる石材周辺の掘り起こしも確認される。また、採石地跡ゆえに、足場が悪く、崩落の危険がある所もあり、文化財の保護と来訪者の安全、双方を確保した上で保存活用していくための対策が必要である。

こうした貴重な文化財である「史跡江戸城石垣石丁場跡」の本質的価値を確認、共有し、史跡として適切に管理運営するために、保存のために講ずるべき措置、史跡の特徴を活かした整備方法、活用を図るための目標等について、その基本方針を明確にするため、保存活用計画を策定するものである。

なお、本計画の策定範囲は史跡指定範囲内とするが、史跡に関連した周辺地域を構成する諸要素についても考慮する。



図 1-4 熱海市内の史跡指定地位置と石丁場分布図

### 3 委員会の設置・経緯

本計画は、熱海市教育委員会生涯学習課を事務局として設置した「熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会（以下、「調査・整備委員会）」と、文化庁及び静岡県文化・観光部文化局文化財課（平成30年度まで静岡県教育委員会文化財保護課）からその指導・助言を得て策定した。委員会の体制は、各分野の専門委員と地域で活動している一般委員で構成し、またオブザーバーとして、史跡の所在する神奈川県教育委員会、小田原市教育委員会、静岡県、伊東市教育委員会の職員が参加した。

表1-1 熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会名簿

区 分	氏 名	役職名等
専門委員	中島 圭一	慶應義塾大学文学部教授（文献史学）・委員長
	村木 二郎	国立歴史民俗博物館准教授（考古学）・副委員長
	松田 睦彦	国立歴史民俗博物館准教授（民俗学）
	内田 和伸	奈良文化財研究所遺跡整備研究室長（造園学）
	勝山 輝男	熱海市文化財保護審議委員（植物学）
	山下 浩之	神奈川県立生命の星・地球博物館学芸員（岩石学）
一般委員	小松 省三	中張窪石丁場遺跡を保存する会会長
	中島 和昭	下多賀町内会会長
	小松 久峰	多賀観光協会常任理事
事務局	新村 茂昭	熱海市教育委員会教育長
	長津 利男	生涯学習課長
	相磯 浩	生涯学習課文化交流室長
	神山 淑実	生涯学習課文化交流室主幹（平成30年度）
	内藤 直子	生涯学習課文化交流室主幹（平成31年度・令和元年度）
	栗木 崇	生涯学習課文化交流室学芸員

調査・整備委員会の開催経過は、次のとおりである。

表1-2 熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会の開催経過

委員会	開催日	内 容
平成30年度 第1回	平成30年（2018） 6月22日	委員委嘱 委員長及び副委員長選任 史跡の概要と今後の計画について説明 各市の状況について説明
専門部会	平成30年（2018） 11月21日	全体計画について説明 保存活用計画事務局案の検討
平成30年度 第2回	平成31年（2019） 1月31日	保存活用計画事務局案の検討
令和元年度 第1回	令和元年（2019） 7月4日	保存活用計画事務局案の検討
令和元年度 第2回	令和元年（2019） 12月19日	保存活用計画事務局案の検討

会議における保存活用計画の検討の経過は、次のとおりである。

表1-3 保存活用計画検討の経過

内 容	委員会				
	H30 第1回	専門部会	H30 第2回	R1 第1回	R1 第2回
1 計画策定の沿革と目的	○	○	○	○	○
2 史跡を取り巻く環境	○	○	○	○	○
3 史跡の概要	○	○	○	○	○
4 史跡の本質的価値	○	○	○	○	○
5 現状・課題	—	○	○	○	○
6 大綱・基本方針	—	○	○	○	○
7 保存管理	—	○	○	○	○
8 活 用	—	○	○	○	○
9 整 備	—	○	○	○	○
10 運営・体制の整備	—	—	—	○	○
11 施策の実施計画	—	—	—	○	○
12 経過観察	—	—	—	○	○

## 4 計画の位置づけ

文化財保護法（昭和25年法律第214号）（以下、「法」という。）第3条では、文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることが示される。また、この法の主旨の徹底が政府及び地方自治体の任務とされ、国民、所有者の心構えとして法第4条に国民的共有財産であることの自覚を促している。特に史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）については、法第172条により熱海市が管理団体となっており、その価値を未来に伝えていくための責任がある。さらに、平成31年（2019）4月1日付けで施行された法改正の趣旨に「文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する」とあるように、史跡の保護・活用は公共の課題であり、地域住民と協働して実施されるべきものである。

加えて、熱海市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現手段等を総合的、体系的に示す行政運営の指針である熱海市総合計画や、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として位置付けられる熱海市教育振興基本計画、本市の土地利用に係る熱海市都市計画マスタープランなどとの関連性を考慮し、本計画を熱海市の行政上の指針としてまちづくり全体に係る総合政策の中に位置付ける（図1-5）。

### 第四次熱海市総合計画 後期基本計画（平成28年度～平成32年度）

#### 将来都市像

「住むひとが誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海」

#### 3つの創造（大事業）

1. 豊かな暮らしの創造
2. 賑わいと癒しの創造
3. 人と自然が共生する社会の創造

#### 取り組む柱（中事業）

- ▶ 【1】魅力ある湯治場としての復活
- ▶ 【2】熱海らしい観光まちづくりによる満足度の向上

#### 重点化施策（小事業）

- (3) まちを匂わせる（文化の振興）

#### 現状と課題

本市は古くから、温泉保養地として栄え、政治家や多くの文人墨客に愛されていたことから、彼らの別荘や旧居が多数存在しています。

特に国の重要文化財として指定を受けている「旧日向家熱海別邸（旧日向別邸）」、熱海市指定文化財である「起雲閣」、国の史跡に指定された、「江戸城石垣石丁場跡」が現存しています。

これは、先人たちが育み、守りぬいてきた貴重な財産・資源であるといえます。

しかし、多くの市民にとって、その文化財の重要性と歴史的価値が十分に認識されているわけではありません。

この貴重な財産・資源を次世代へ継承していくためには文化財の重要性と歴史的価値の認識を高めることが求められています。そのためには、残すべき貴重な財産・資源を魅力あるものとして発信するとともに、市民の文化活動を支援し、文化意識の高揚を図っていくことが求められています。

#### 施策の方向

- ◇ 江戸城石垣石丁場跡については、重要な遺跡であることから、活用に向けての取組を近隣市町とともに進めてまいります。

#### 施策の内容と主な事業

施策の内容	主な事業
文化財保護活動の推進	<input type="checkbox"/> 文化財保護推進事業
重要文化財等の保存・整備・活用	<input type="checkbox"/> 江戸城石垣石丁場跡の保存・整備・活用

### 熱海市教育振興後期基本計画（平成28年（2016）3月）

#### 4つの目標と10の施策

#### 目標4 『生涯学習を支えます』

#### (10) 生涯学習の振興

#### 重点事業39. 文化財や伝統文化等の保存・継承

個性豊かな熱海の歴史、文化環境を形成する重要な資産である文化財や伝統文化・芸能を次世代に継承していくとともに、保存活用を図る。

#### ◆地域の文化財、伝統文化や芸能の継承、保存

- ・地域の歴史、文化環境を形づくる重要な資産である文化財や伝統文化、芸能について調査し、指定、登録、認定等により保存・継承・活用する。
- ・地域の伝統文化や芸能の保存継承と活用を担う人材を育成する。
- ・子どもたちが、見る・聞く・触れる機会を積極的につくる。

#### ◆地域における文化財の保存活用の推進

- ・起雲閣・旧日向別邸の保存活動や石丁場遺跡の調査における地域住民による活動を通して地域のつながりの活性化を推進する。

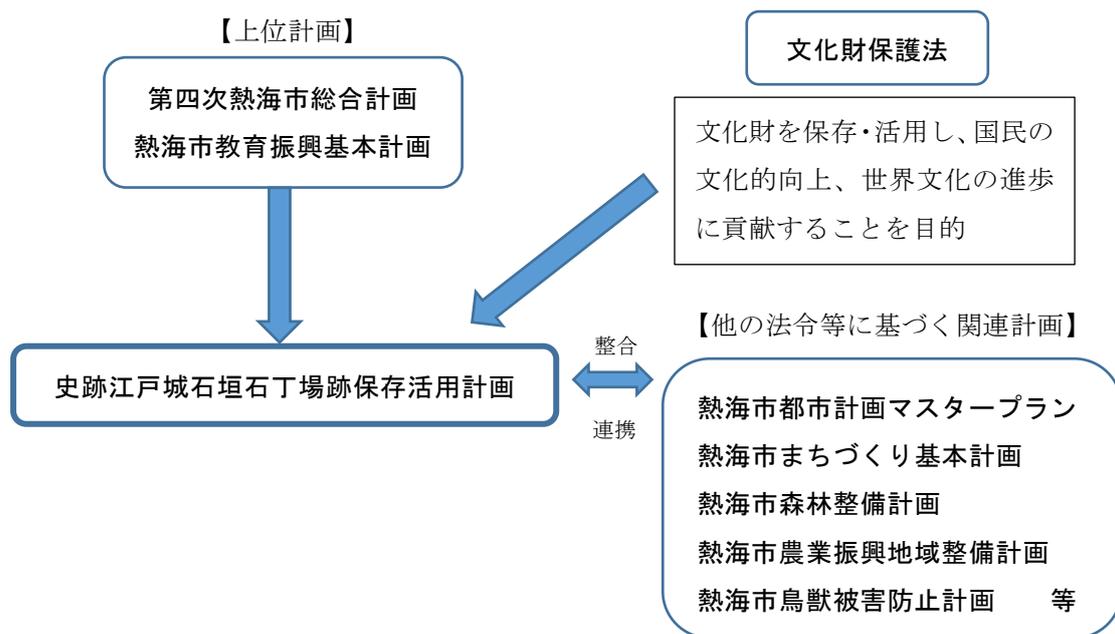


図1-5 保存活用計画と上位計画及び関連計画との関係

## 5 計画の実施

史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画は、令和2年（2020）3月に策定し、令和2年（2020）4月より実施する。計画の実施・運用の中で発生した新たな事態に対しては、本計画の方針に基づき対処するものとする。また、今後実施が見込まれる史跡の整備については、史跡の保存状態及び周辺環境に配慮しつつ進めていく。

なお、本計画は今後の学術的調査の進展、社会情勢や自然環境の変化を勘案し、おおむね10年ごとに見直しを行うこととする。

## 第2章 史跡を取り巻く環境

### 1 自然的環境

#### (1) 気候

史跡が所在する熱海市における平成30年（2018）の年平均気温（網代特別地域気象観測所）は17.1度と温暖な地域であって最高月と最低月との較差が小さい。また、年間降水量は1,895.5mmで、梅雨の時期から9月にかけて多くなるが、全体として降水最大月と最小月との較差も小さい。特に冬季の気温が高く山間部を除いて積雪はほとんどない。熱海市歌に「常春熱海」、熱海梅園は日本一早い「梅」と遅い「紅葉」を謳い文句にしているように、温暖な海洋性気候である。

#### (2) 地形と地質

伊豆半島はフィリピン海プレート東縁にある伊豆・小笠原火山弧の北端に位置し、フィリピン海プレートの北上とともに本州に衝突した異地性地塊（伊豆地塊）といわれ、本州の中でも地質的に特殊な半島である。火山半島といわれるように、わずかな平野を除き、全体が火山及びその噴出物で覆われ、海岸線は複雑で切り立った波蝕崖となっている。そのことが、風光明媚な景観を創り出すとともに、泉質に恵まれた温泉を湧出させ、熱海市の大湯や走湯のように歴史的な温泉地・観光地を生み出した重要な要因のひとつである。

陸地となった後の伊豆半島では、ほぼ同じ火口から噴火して溶岩と火砕岩が繰り返し積み重なる複成火山が形成された。しかし、20万年前頃になると、箱根火山を除き、他の火山はすべて活動を停止してしまい、これらの火山体はその後大きく浸食され、元の形の大半が失われている。

現在、伊豆半島の主たる山稜線は、箱根から天城、達磨山にかけてJの字の形を描き、これを分水嶺として、内側は狩野川水系に集まり、外側は小河川によって相模湾や駿河湾に注いでいる。この稜線は湯河原、多賀、宇佐美、天城、猫越、棚場、達磨、井田と伊豆の主な複成火山の並びと重なり、伊豆半島の屋台骨ともいえる山並みは、この時期の複成火山が形成しているともいえる。

そして、これらの火山起源の溶岩は良質な硬質石材として利用され、侵食を激しく受けて転石の露頭の多い海側に多くの安山岩系の石丁場が分布している。熱海市内は、この複成火山群の熱海火山、下多賀火山と湯河原火山の噴出物によってほとんど覆われており、そのことが本市内で多くの石材の産出を可能にした重要な要因といえる。

指定地である中張窪石丁場跡の石材は下多賀火山の噴出物の安山岩・玄武岩であり、下多賀火山は120～80万年前頃に活動した火山で、噴出物は熱海市内の南部にかけて広く分布している（図2-1）。

硬質な石材の採石は初島や網代などの海岸露頭では岸壁に矢穴痕が確認でき、岩盤から直接採石する方法も行われていたが、多くの場合は、土壤に埋没した岩石を採石しており、地表面で確認できる転石を割り取って、その過程で見つかった第二、第三の転石を採掘し

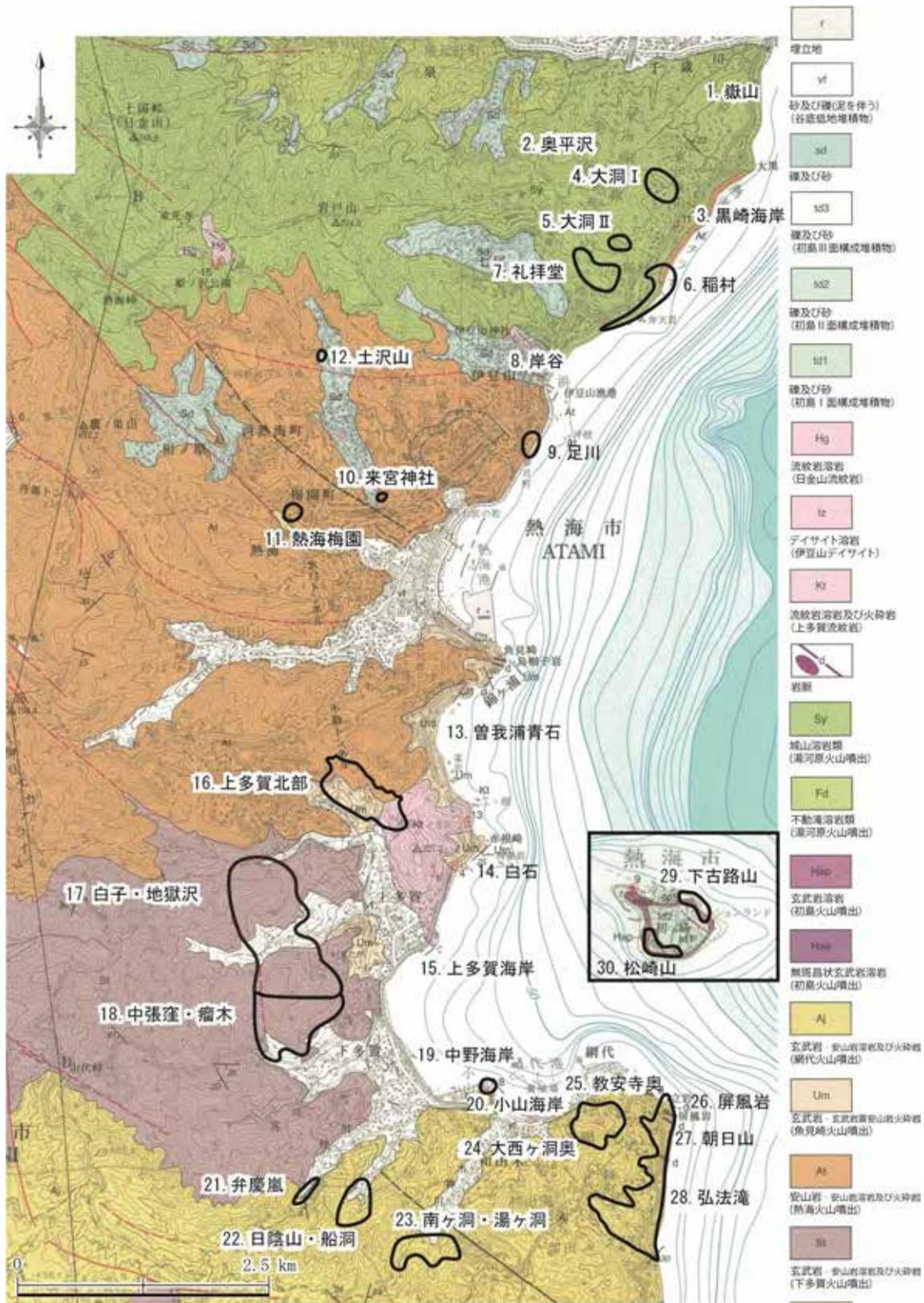


図 2-1 江戸城石垣石丁場遺跡（中張窪石丁場）周辺地質図

(産総研地質調査総合センター5万分の1地質図幅「熱海」に加筆)

ていくことによって、採石坑遺構はクレーター状の窪地として確認できる。江戸城石垣用のその直径が20mを超える程大規模なものから、近世末以降の間知石（四角錐状に小形・規格化された土木用石材）を採石した5m規模のものまで多様である。このことは伊東市、小田原市などの伊豆地域の安山岩の採石遺跡に共通するものであり、地域的な特徴といえる。

### （3）植生

史跡が所在する伊豆半島の沿岸部はスダジイ、タブノキ、カシ類からなる暖温帯の常緑広葉樹林帯となっている。史跡指定地内は部分的にスギ・ヒノキ植林がされており、昭和31年(1956)1月1日付けで下多賀神社と「中張窪植林組合」との間で土地の賃借契約が交わされている。現状では斜面上部でヒノキ植林、斜面下部や谷部ではスギとヒノキが混植されている。なお、北東部に位置するスギ・ヒノキ植林では、高木層にコナラやサクラ類等の広葉樹が混生している。

コナラ群落は多様な広葉樹が生育しており、コナラやサクラ類の倒木が多く確認された。

かつて植林されたと思われるアカマツ群落では枯死したアカマツが多く、落葉広葉樹と常緑広葉樹の比較的若い二次林となっており、亜高木から低木層が密生している。

スギ・ヒノキ植林の北東部には、亜高木層にモウソウチクが混生しており、尾根沿い等の草本層にササ類が密生している箇所がある（表2-1、図2-2）。

表2-1 群落ごとの主な構成種

群落名	高木層	亜高木～低木層	草本層
コナラ群落	コナラ、ヤマザクラ、オオシマザクラ、タブノキ、スダジイ、シロダモ、クスノキ、カラスザンショウ、ミズキ	ヒサカキ、ヤブニッケイ、アラカシ	ササ類、ウラジロ、コシダ、イヌマキ、ヤブムラサキ、イヌザンショウ
スギ・ヒノキ植林	ヒノキ、スギ (北東部：コナラ、サクラ類が混生)	シロダモ、ヒサカキ、イヌビワ、ヤマグワ (北東部：モウソウチクが混生)	ササ類、ウラジロ、コシダ、ジャケツイバラ、イヌツゲ、ヒイラギ、アセビ、ヒサカキ、イヌマキ、チャノキ
アカマツ群落	アカマツ、カラスザンショウ、ハリギリ	シロダモ、ヒサカキ、コナラ、クリ、ヤブニッケイ、ヤマザクラ、カラスザンショウ	ヒサカキ、アカマツ、ヒイラギ



#### (4) 災害

プレートの沈み込み地帯である伊豆半島近隣は火山噴火や地震とそれに伴う津波が発生しやすい地域であり、今後も噴火する可能性のある火山（活火山）として、富士・箱根・伊豆大島と伊豆東部火山群が存在する。

火山の噴火による熱海市域での被害記録はほとんど確認されないが、昭和の終わりから平成初頭にかけて伊豆大島や伊豆東部火山群では中小規模の噴火が発生している。

巨大地震は四国から紀伊水道沖で発生するものを南海地震、熊野灘から駿河湾で発生するものを広義の東海地震、相模湾から房総沖で発生するものを関東地震と呼称している。また、初島沖にはフィリピン海プレート内部に裂け目があり、小田原地震（神奈川県西部地震）の発生場所となっている。これらが震源となった大地震は、熱海市域の土地を揺らし、津波を到達させるなどの被害を与えてきた。

さらに、プレートのぶつかり合いは周辺に地殻変動を起こし、丹那断層など多くの活断層を発生させる。それらが、ずれ動くことによって北伊豆地震などの大地震も発生している。

津波以外の水害については、伊豆地域に被害をもたらした台風・大雨等では、多くの被害が記録されている。急流の続く伊豆の河川では、降雨から災害発生までの時間が短く、上流的な要素のまま河口に到達する河川がほとんどで、激しい水流が短時間に一挙に河川に流れ出すために、土砂崩れと土石流を伴うことが多い。

表2-2 熱海市において予想される主な災害の一覧

区 分	予想される主な災害
風水害	◇台風の接近又は上陸により暴風雨、豪雨の発生 ◇発達した低気圧の通過で局地的豪雨の発生
高潮 高波	◇台風や低気圧等による高潮・高波の発生 ◇海上を吹走する西風による高波の発生
地震 津波	◇東海地震等（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、その他本市において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害）の発生
土石流 がけ崩れ等	◇降雨時や地震時等の被害の発生 ※市内の砂防指定地が22箇所、急傾斜地崩壊危険区域は19箇所、土砂災害警戒区域は233箇所（いずれも平成27年度末）が指定されており、地すべり危険箇所については1箇所ある（図2-4）
火災 爆発	◇石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設等における事故の発生 ◇住宅密集地域及び消防水利の不便な地域における大火災の発生

熱海市地域防災計画 第1章第4節「予想される災害と地域」から抜粋

火災は熱海地区では近世から大火の記録があるが、多賀地区には確認されない。近年では熱海市内での火災件数は減少しており、特に林野火災は昭和60年代以降、件数、焼損面積とも大きく減少している（図2-3）。

本史跡で想定される災害は、大雨、強風、地震等による土石流、倒木や林野火災である。そのようななか、史跡の保存活用にあたっては、過去の事例から災害を予知し、予防、減災の取組を行っていくことが必要である。なお、記録に残る地震、水害による被害の概要は表2-3、2-4のとおりである。

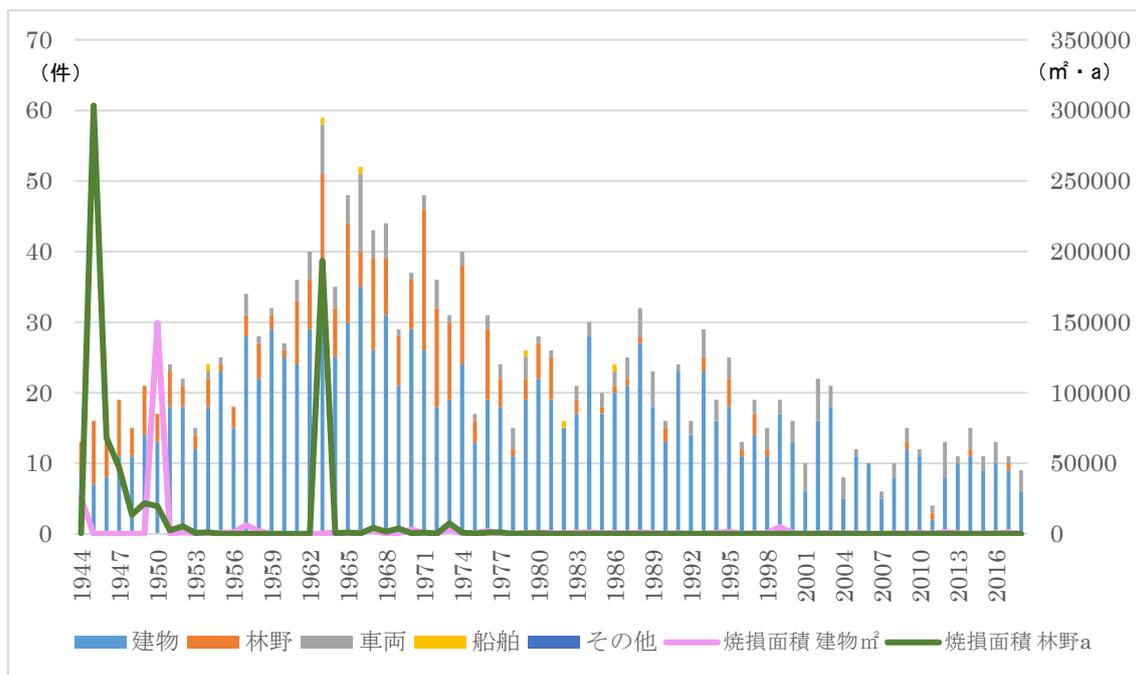


図 2-3 熱海市における火災の発生件数とその面積

(熱海市消防本部データから作成)

表2-3 歴史上の主な地震による被害

※明治5年以前は旧暦、( ) 内に新暦を表記

正応6年4月12日 (1293/5/19) 【永仁の関東大地震】	義堂周信『空華日用工夫略集』にある「平左衛門地獄」の逸話から熱海でも土石流や温泉の噴出など現象が起こったと思われる。
寛永10年1月21日 (1633/3/1) 【寛永小田原地震】	熱海では温泉に被害があり、耕地25,000㎡も荒廃した。津波の高さは4~5mと推測されている。また網代では山崩れも発生し、耕地荒廃2,900㎡、宅地荒廃2,500㎡に及び、津波の高さは3~4mとされる。
元禄16年11月23日 (1703/12/31) 【元禄地震】	熱海では人家500戸ばかりのところ、わずか10戸ばかり残ったといわれ、津波の高さは7m位と推定されている。多賀でも海面より10丈も高い木の枝に海藻がかかったと言い伝えられ、津波は6m位に達した。また網代では恵鏡院の檀信徒のみで36人も亡くなったと伝えられている。
天明2年7月15日 (1782/8/23) 【天明小田原地震】	小田原・箱根の地震被害が大きかった。網代で津波被害があったとする記録もあるが、詳しくは不明。
嘉永7年11月4日 (1854/12/23) 【安政東海地震】 M=8.4	多賀で人家20戸流失したが、網代では人畜に死傷なしという。津波の高さは熱海で6.2m、多賀4~5m、網代2m程度である。網代で「屋根瓦おちること夥し」と記録されている。
大正12年9月1日(1923) 【関東大震災】 M=7.9	熱海市では家屋全潰、熱海町で155戸、多賀村で71戸、網代村で114戸の被害があった。死者・行方不明者は熱海町で92人、多賀村で4人、網代村で4人である。津波は6~9m、上多賀で5~6m、下多賀で5~6.5m、和田木で4~6m、網代で3~5mであり、伊豆山と初島は2m程度と比較的低かった。また流失家屋は熱海で162戸、多賀で10戸であった。
昭和5年11月26日(1930) 【北伊豆地震】 M=7.9	丹那断層を生じた地震で、伊豆半島北部を中心に被害が大きかった。熱海市での被害は、熱海町で死者3人、負傷3人、住家全潰18戸、半潰20戸、荒廃林地5町歩、網代町で負傷3人、半潰5戸、多賀村で死者1人、全潰2戸、半潰50戸、荒廃林地40町歩などであった。
昭和19年12月7日(1944) 【東南海地震】 M=7.0	県中・西部で大きな被害があったが、熱海・網代では震度4程度で被害もなかった。
昭和35年5月23日(1960) 【チリ地震】	南米チリ沖の地震による津波。網代で干満の差約2.7m。
昭和53年1月14日(1978) 【伊豆大島近海地震】 M=7.0	被害は住家一部破損1戸、文教施設1箇所、道路3箇所、砂防施設1箇所程度で、半島南部の地方に比べて軽微であった。
平成元年7月9日(1989) 【伊豆半島東方沖群発地震】 M=5.5	6月30日から活発な群発地震活動が始まり、7月9日に最大規模の地震が発生した。熱海市内では、道路損壊7箇所の被害があった。
平成7年10月1日(1995) 【伊豆半島東方沖群発地震】 M=4.8	9月11日から群発地震活動が始まり、10月1日にM4.8、伊東・網代で震度4の地震を観測し、同4日に火山性微動が観測され県は災害対策本部を設置した。その後地震活動は低下し、同18日までにはほぼ沈静化した。直接的な地震の被害はなかった。

表2-4 歴史上の主な水害による被害

※明治5年以前は旧暦、( ) 内に新暦を表記

寛文11年8月27日 (1671/ 9/29) 【亥の満水】	連日の雨で、特に当日は甚だしかった。そのため大洪水が起こり、人家・田畑を押し流し、人畜の死傷多数を生じた。多賀では山津波のようになったといわれる。
貞享5年7月22日 (1688/8/17) 【辰の満水】	17年前の大洪水に次ぐ洪水が起き、田畑大荒れという。
寛延4年6月27日 (1751/7/19) 【未の荒水】	大雨洪水により、村落が浸水した。山崩れ、人畜死傷の被害を生じた。
文政7年7月23日 (1824/8/17)	当日より雨になり翌日も雨が激しかった。家17戸、小屋11箇所、熱海村河原湯全壊の被害が生じた。
大正9年9月30日(1920)	雨量は熱海で261mm(29～30日)に達し、伊豆地方特に田方郡に被害が大きかった。当地では死者7人。負傷4人行方不明3人、全壊46戸、半壊52戸、流失57戸、床上浸水146戸、床下浸水217戸、冠水田畑34ha、山(崖)崩れ351箇所の被害が出ている。
昭和19年10月7日(1944)	伊豆地方に大雨、5日～7日に湯ヶ島で327mmの雨量があった。網代で死者1人、負傷者2人、全壊54戸、床上浸水240戸、床下浸水1,058戸、流失埋没田畑444ha、道路10箇所、橋27箇所の被害を生じた。
昭和33年9月26日(1958) 【狩野川台風(22号)】	伊豆半島一帯に甚大な被害が生じ、死者・行方不明者1,000人以上に及んだ。網代では最大日雨量215.1mm、最大1時間雨量64.6mmに達し、熱海市の被害は、死者4人、負傷者3人、行方不明者1人、全壊15戸、半壊39戸、流失4戸、床上浸水63戸、床下浸水235戸、田畑流埋1haなどである。
平成16年10月9日(2004) 【台風22号】	伊豆地方に大雨、8日～9日に湯ヶ島で371mmの雨量があった。伊豆市で死者1名。熱海市内では最大日雨量288mm、最大1時間雨量69.5mm、最大瞬間風速63.3mを観測し、全壊24戸、半壊69戸、一部損壊386戸、床上浸水9戸、床下浸水10戸、文教施設6箇所、道路43箇所、河川12箇所、港湾1箇所、崖崩れ56箇所、倒木等78箇所の被害が生じた。

静岡県地域防災センターホームページ「静岡県市町村別災害史」/『熱海温泉誌』から作成

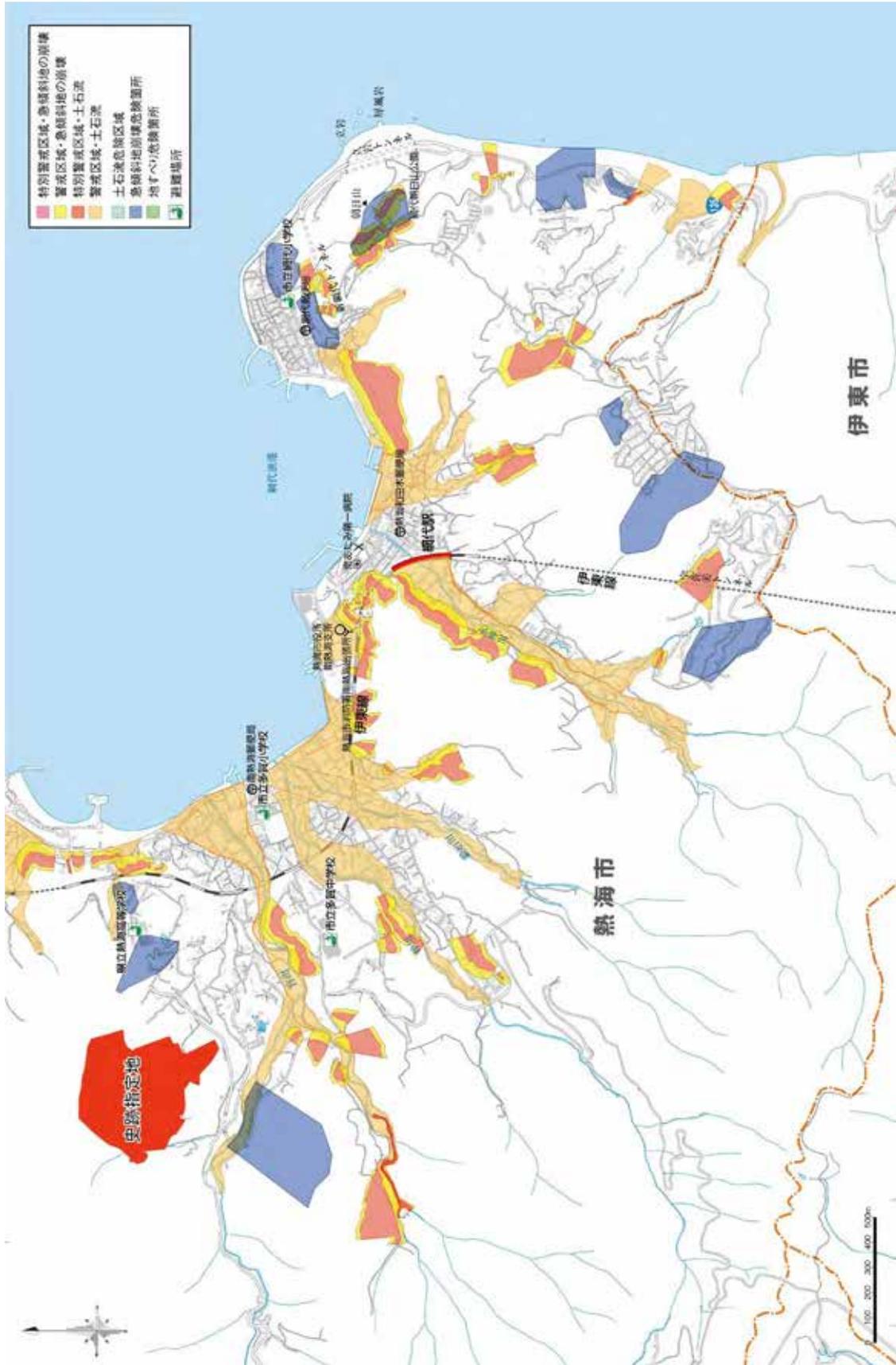


图 2-4 史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）周辺土砂災害ハザードマップ

(『熱海市防災ガイドブック』45～46 頁に加筆)

## 2 歴史的環境

### (1) 多賀地区の歴史と石材採掘

多賀地区では、下多賀神社を中心に所在する新釜遺跡等から縄文時代の土器、石器が確認される。古墳時代では祭祀遺跡として学史上著名な宮脇遺跡が上多賀の多賀神社境内にあり、新釜遺跡では現在の多賀小学校敷地から大形の台付甕が出土し、出土地不明ながら下多賀神社には鈴釧が納められている。

多賀の地名は天平7年(735)の紀年銘を有する平城京出土木簡の中に伊豆国田方郡有雑郷の「多賀里」「多我里」「田我里」で確認され、当時は伊東市宇佐美地区と一帯で有雑郷を形成していたと考えられる。

中世の状況は不明な点が多いが、下多賀神社境内からは経筒や湖州鏡、青白磁の合子等の経塚遺物が発見され、下多賀中野の藪ノ内遺跡からは平安末期の住居址が検出されており、若干の中世陶磁器も確認される。

表2-5 熱海市内の石丁場を利用した大名

丁場名	慶長年間の大名	寛永6年(巳年)の大名	寛永12年(亥年)の大名
黒崎	*鍋島勝茂	*岡部長盛	
		*徳川義直	
稲村	刻印 京極高知	*京極高廣	
伊豆山	◎池田玄隆		
熱海	◎森忠政	*徳川頼宣	
多賀	*細川忠興	*徳川頼宣	☆立花以下9人
	*一柳直盛	*小笠原忠政	☆細川忠興
	刻印 森忠政	*小笠原幸松	
	刻印 浅野幸長	*水野勝成	
	刻印 京極高知	*松平忠国	
	刻印 有馬豊氏	☆徳川義直	
	☆加藤肥後守	☆北条氏重	
	◎☆福島正則		
	◎鍋島勝茂		
網代	*細川忠興	*井伊直孝	☆細川忠興
	*松平中書	*松平家信	☆立花以下9人
	*松平家次	☆*北条氏重	
	*大村純頼	☆松平中務	
	◎☆加藤肥後守		

【凡例】大名に付された各記号は次の出典を表す。

◎:『山内文書』

\*:『伊豆石場之覚』

☆:『伊豆相模細川忠興組石場覚』

江戸時代初頭には、下多賀神社にて慶長6年(1601)の棟札が確認されることから、その頃には近代の原型となる集落が形成されていたと思われる。村の人口は「郷土多賀村誌」によれば宝永7年(1710)の時点で下多賀村は家数138軒、720人、内本百姓48人、無田百姓75人、上多賀村は家数120軒、564人、内本百姓55人、無田百姓53人であった。

大名家関連の文献史料からは、こうした伊豆の村々に数百、数千人規模の人員が派遣されたことが確認され、大きな影響を与えたであろうことが想像できる。

土佐山内家の『山内文書』には「一、たか(多賀) 人数三百人程、石切り舟にもつみ申候 羽柴左衛門太夫(福島正則) 殿衆 一、同所 左【虫食】仕舞にて罷上り候 鍋嶋信濃守(勝茂) 殿衆」とあり、『朝野旧聞ちやうやきゅうぶんほうこう』にも鍋嶋勝茂、伊東祐慶が慶長19年(1614)に多賀等から採石を行ったことが、さらに細川家史料のうちの『伊豆石場之覚』や『伊豆相模細川忠興組石場覚』に寛永期の大名の石丁場が、それぞれ記録されている。

また「伊藤二郎兵衛他二名連署状」『福岡県史 近世史料編福岡藩初期(上)』の中には「一 其元ニ居申百人之内、網代、新釜之石番七人被置之由候、ちと過申候間、網代ニ老人、新釜ニ老人、四組与替可被置候事」とあり、「新釜」は下多賀神社が所在する字新釜と考えられ、下多賀と「網代」に石番を置いていたことが確認できる。

江戸城石垣用石材の採石以降、石材が当地において大きな産業になったと考えられ、土木資材である間知石が採石された。安政3年(1856)に江戸へ入津した船の積荷書上である『重宝録』には石材の項目の中で「多賀間地(知)」が最大数の年間平均10万5千500本と記録される。

また、上多賀の北部には青みがかった凝灰岩が産出し、「曾我浦そがうら」と呼ばれる海岸沿いに大規模な採石跡が残されている。ここは網代の『聞間家文書』の「上多賀曾我浦青石町場」に該当するものと思われる。『岡本家文書』の「諸用留」の記述から、網代の岡本善左衛門が丁場を開発し、上多賀村民が採石を行い、網代が前払い金を払い輸送・販売を独占していたと考えられる。元和年間の江戸城本丸や天守台に使用されたという伝承もあり、「寛永八年七月小林重定青石請取状」に「青がんぎ石」とあることから江戸時代の初期から採石されていた可能性がある。市内では多賀神社境内の「上多賀邑青石中買石工中 享和二戊歳七月吉日」の銘文がある石燈籠のほか、阿治古神社境内の石燈籠や市内の近世及び近代の墓塔、建築材等にこの凝灰岩と思われる製品が確認できる。

曾我浦の南方、字白石の海岸には角礫を多く含む褐色白色の火山礫凝灰岩の層に小規模ながら採石跡が残されており、岸壁の露頭から一定の大きさの角柱石を切出した痕跡が確認でき、『岡本家文書』に「彼青石・白石之儀ハ…」と記載があることからこの凝灰岩も江戸時代から採石されていたと思われる。

江戸時代の上下の多賀両村はおおむね幕領で葦山代官所等の支配下にあったが、寛文3年(1663)～貞享3年(1686)の間は小田原藩領、天明5年(1785)～寛政4年(1792)までは石見浜田藩領の時期があり、文化8年(1806)には旗本鈴木氏の所領となって幕末を迎えた。

明治22年(1889)に上多賀と下多賀は合併して多賀村となり、昭和12年(1937)4月10日に熱海町と多賀村が合併して熱海市が誕生し、さらに昭和32年(1957)網代町と合併して

現在の熱海市域となる。多賀地域では農業が、網代では漁業が、それぞれ中心的な産業であったが、熱海温泉の発展に伴って温泉地が形成されていった。戦後には網代地区と合わせて「南熱海温泉」「網代温泉」という名称も使われるようになり、高度経済成長期には熱海、伊豆山地区に比べ安価で新鮮な魚を提供する、落ち着いた雰囲気でありながら、新興温泉地として認識されていた。

1960年代後半より、熱海市全体として宿泊人員数の伸びは鈍化する中で、南熱海地区はある程度の増加があり、一方で企業の保養所施設の増加が顕著となっていった。

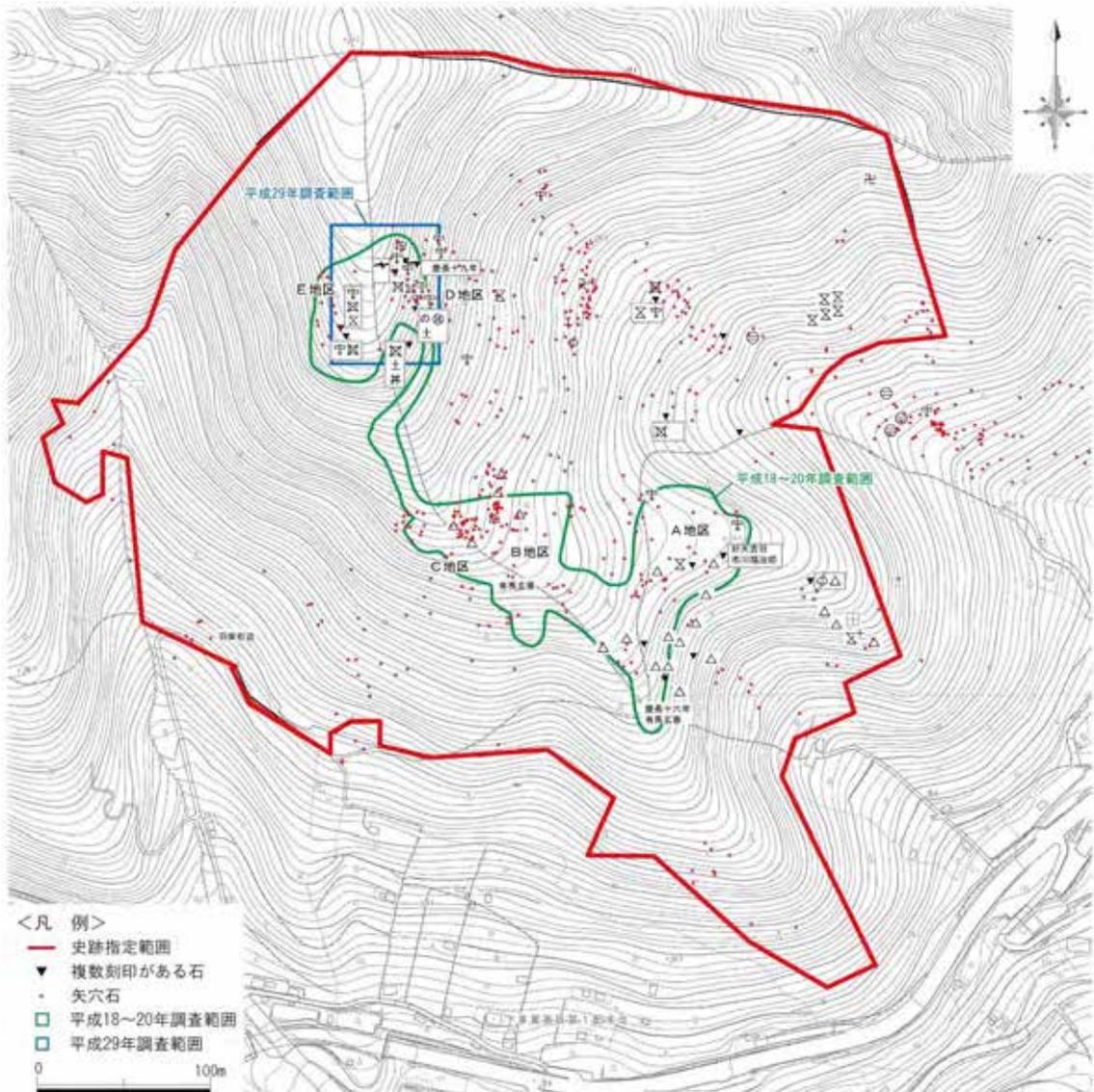


図 2-5 史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）地形図

(2) 遺跡調査成果概要

平成18年度～平成20年度に行った確認調査では「是ヨりにし <sup>ありまげんば</sup> 有馬玄蕃 石場 慶長十六年 七月廿一日」の刻印を有する石（以下、「有馬玄蕃石場の石」）から尾根筋を通過して「慶長十九年」の刻印を有する石に向かう「中張窪石丁場遺跡を保存する会（以下、「保存会）」が整備した散策ルートを軸に便宜的に調査区（A～E地区）を設定し、石材と地形の測量、発掘調査を行った（図2-5～6）。

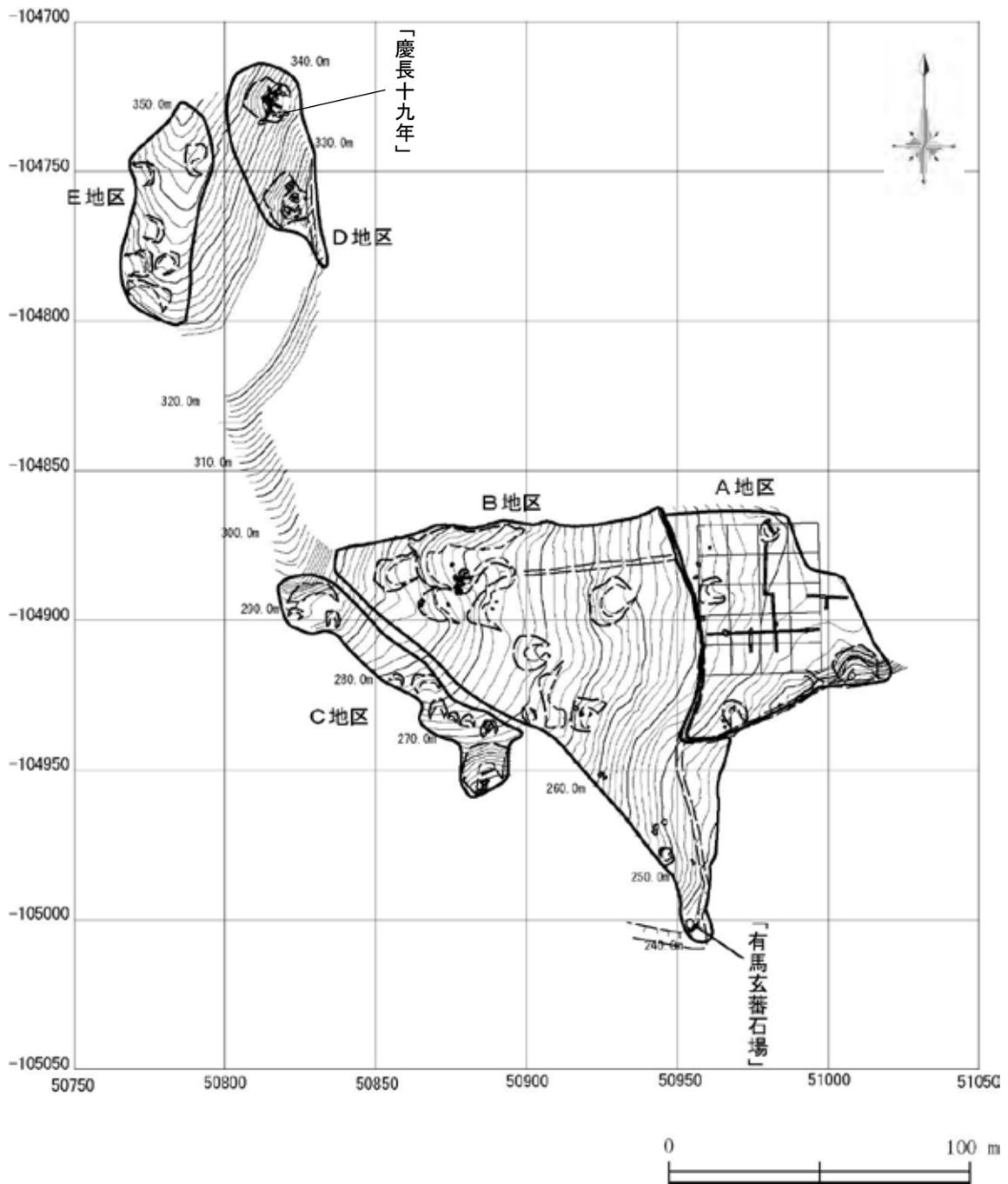


図 2-6 平成 18～20 年度測量図

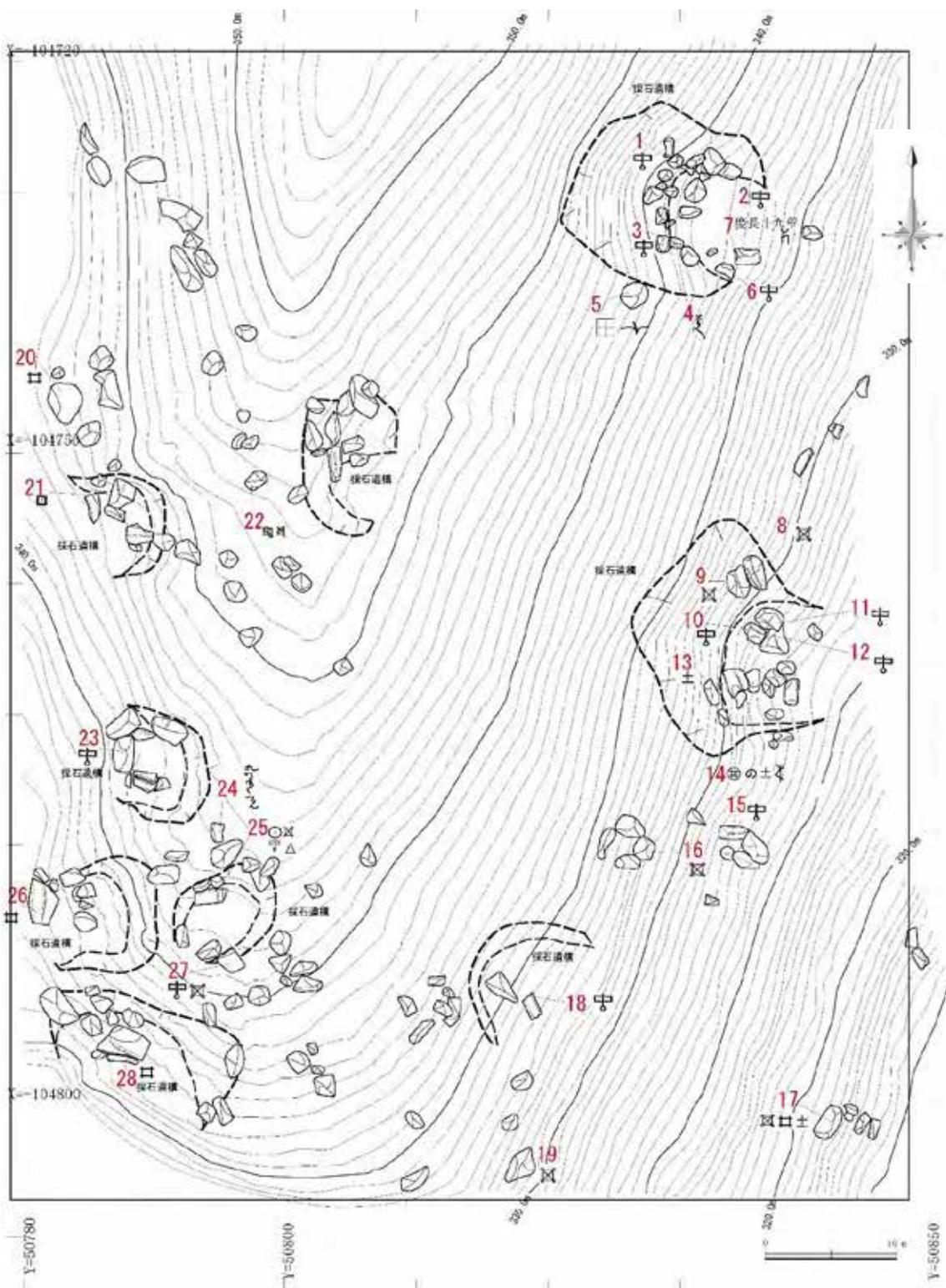


图 2-7 平成 29 年度測量図 (D 地区、E 地区)

A地区は有馬玄蕃石場の石より約100m北側の比較的なだらかで広い尾根上に設定した。トレンチによる発掘調査を行い、焼土跡等を検出したが、採石に関する遺構は確認できなかった。

B地区は尾根筋より北東側で急斜面となる手前の標高290m以下あたりを目安に設定し、地形測量を行った。9号採石坑遺構において鉄鉗、鞆の羽口等の鍛冶関連遺物を表採できた。

C地区は、尾根筋を挟んでB地点の反対側の南西に設定した。地形測量を行った上で、1号採石坑遺構においてトレンチを設定して掘削した。他の地区と異なり、調査中に刻印を確認することができなかった。

D地区は尾根筋の北東側で保存会が整備した散策ルート上にある2箇所について地形と石材の測量調査を行い、1号採石坑遺構には十字にトレンチを設定して発掘調査を行った。D地区の採石坑遺構は保存状態も良く、刻印や築石石材も多く確認できた。特に石材の接合関係から9号石材などで採石工程を考察できる資料も確認できた。

E地区は矢穴痕や刻印などが確認できる採石坑遺構について地形測量を行い、採石坑遺構の開口部はそれぞれ西から南東と斜面地形に沿っており、同じ刻印を持つ石材が別々のルートで搬出された可能性が示唆された。

平成26年度には中張窪・瘤木石丁場遺跡の詳細分布調査を行い、矢穴、刻印石の分布等を調査し、遺跡の残存状況等を把握した。その結果、石丁場の境界ラインが大名の名前を刻んだ刻印石で表されていたと考えられること、それによって有馬家の丁場と示されるエリアでは矢穴石やクレーター状の窪地となる採石坑遺構等の採石の痕跡は認められるが、詳細な調査によっても刻印が確認できず、その東側の刻印が多種多数確認できる区域と明らかに異なることなどが確認できた。

標高300mあたりまでは開墾による畑の造成や間知石の採石も行われ、間知石採石地では採石坑内に多量のフレーク状端材石が確認できるが、それ以上の標高では確認できず、築城石採石時の遺構が良好に残されている。それより低い箇所では、その後に開墾による畑の造成や間知石の採石の痕跡が確認できる。間知石については「多賀間地(知)」と安政3年(1856)に江戸へ入津した船の積荷書上である『重宝録』に項目中の最大数の年間平均10万5千500本と記録されることから、この地で大量の採石が行われた痕跡の一部であると考えられる。

史跡指定後の平成29年度には、最も良好に遺構が確認できているD・E地区を中心に、今後の保存活用のために基本となる1/250地形測量を行っている(図2-7)。

### 3 社会的環境

#### (1) 土地所有及び土地利用状況

史跡内の土地は民有地31筆、212,338㎡である。内全体の約83%にあたる176,479㎡が多賀神社所有地(2筆)となっている。土地全体がかつては多賀村有地であったが、昭和12年(1937)の熱海町との合併の際に神社所有地となり、周辺の一部の土地は耕作地等として個人に売買されたようである。土地利用状況は、原野と中張窪植林組合により植林され

た土地と耕作放棄地となっている。史跡内には熱海市指定文化財「有馬玄蕃石場の標識石」の説明板のほか、保存会によって簡易的な案内板、ベンチや散策ルートとして誘導のためのロープが設置されている。

## (2) 法規制等

史跡内及びその周辺法規制等については、下表のとおりである。

表2-6 史跡内及びその周辺法規制等

法令・計画	区分	名称・場所・制限等	備考
熱海市文化財保護条例 (文化財保護法)	有形文化財 (歴史資料)	有馬玄蕃石場の標識石 中張窪1494番1	現状変更等には要届出
熱海市風致地区条例 (都市計画法)	第1種 第2種	工作物の新設・改築等の際に 事前に許可申請	史跡保存に係る行為は適用除外
熱海市農業振興地域整備計画 (農業振興地域の整備に関する法律)	農用地区域	中張窪1494-174, 210 (果樹園地)	転用は農業委員会 よる許可が必要
熱海市森林整備計画 (森林法)	林班12 林班13	水源涵養機能維持増進森林 木材生産機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	伐採には要届出

## (3) 人口

熱海市の人口は昭和40年(1965)に54,540人のピークを迎え、その後減少傾向にあり、平成27年(2015)国勢調査の結果では高齢化率(65歳以上の人口割合)が44.7%に達している。人口構造はピーク時と平成27年(2015)を比べると、15歳未満人口(年少人口)の割合は19.2%から7.1%に、15歳から64歳人口(生産年齢人口)の割合は71.1%から48.2%に減少するなど大きく変化し、高齢化率44.7%は2045年の日本全体の推計値(国立社会保障・人口問題研究所推計)に匹敵する数値となっている。

平成30年(2018)11月末現在、熱海市の人口は37,018人で高齢化率は46.78%とさらに増加している。史跡が所在する下多賀地区は人口6,093人に対して高齢化率は39.50%と市内でも低い地域であるが、10年前の平成20年(2008)12月末当時の人口6,851人に対する高齢化率38.21%と比較すると、人口は11.06%減少し、高齢化は1.29%進んでいる。

## (4) 文化財

令和2年(2020)3月31日現在、熱海市内には77件の国指定文化財(3件の国宝含む)、8件の静岡県指定文化財、31件の市指定文化財、14件の国登録文化財が存在する(図2-8、表2-7)。国指定文化財のうち大多数の70件が世界救世教の所有する美術工芸品であり、MOA美術館にて保存、展示されている。次に関八州総鎮護とうたわれた伊豆山神社に国・県・市指定合わせて9件の美術工芸品が伝わり、神社や境内にある伊豆山郷土資料館に保存、展示される。

このほか、国指定の建造物旧日向家熱海別邸地下室をはじめ、市指定の起雲閣（旧内田信也及び根津嘉一郎別邸）などの近代別荘建築の指定・登録が多いこと、鹿島神宮より伝わったとされ、西相模から伊豆東海岸の神社神事として伝承される鹿島踊が各保存会の努力により継承されていることが本市の文化財の特徴といえる。

下多賀地区においては、本史跡のほかに史跡地内にある有馬玄蕃石場の標識石や下多賀神社の神事である鹿島踊や水浴せ式、神社社叢などが市指定となっている。

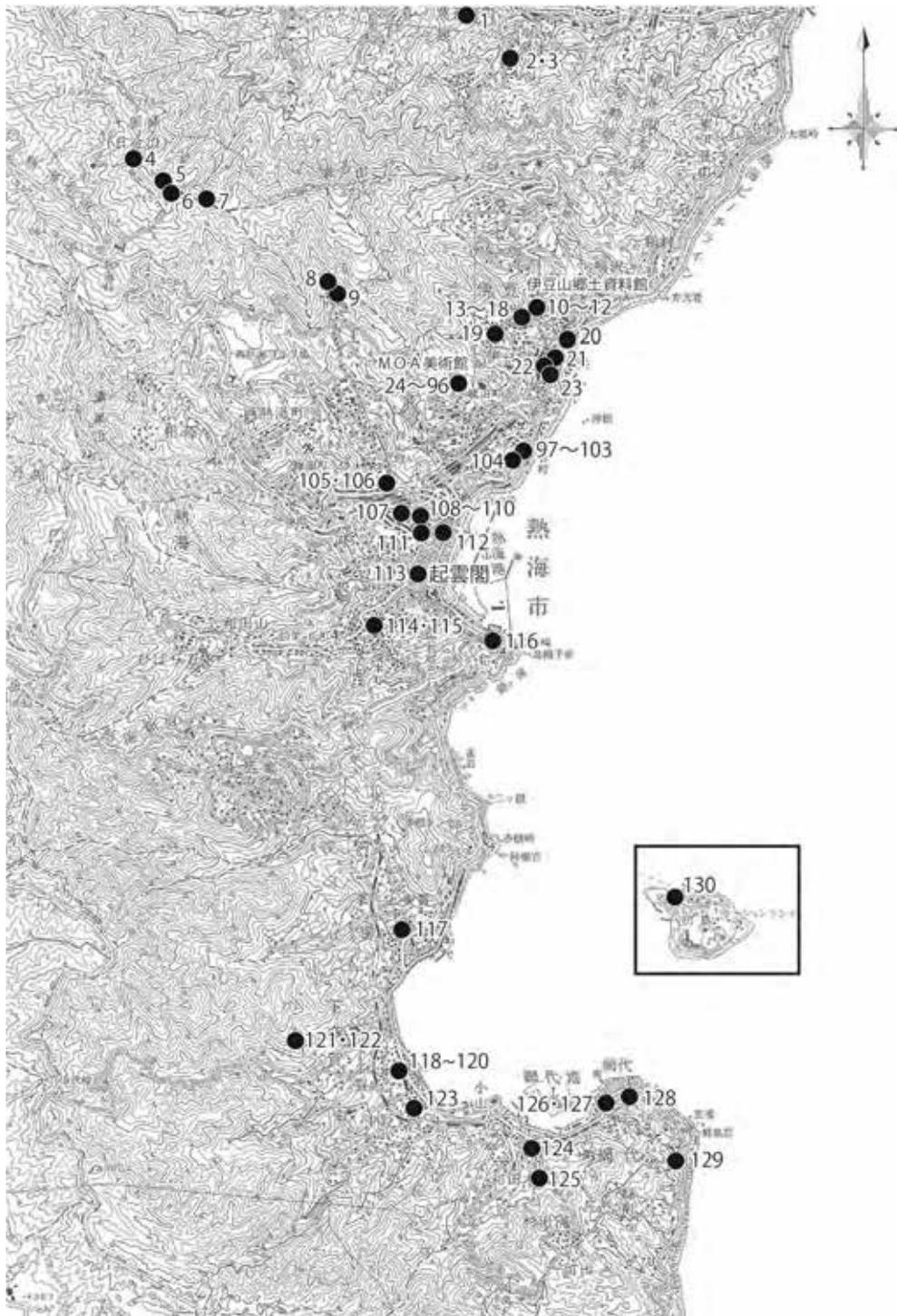


図 2-8 熱海市内文化財位置図

表2-7 熱海市内文化財一覧表

令和2年3月31日現在

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者・管理団体
1	登・建	井上侯爵家熱海別邸（清光園）	1棟	泉26-7	個人所有
2	県・工	梵鐘（嘉吉三年銘）	1口	泉136	保養院
3	市・彫	銅造延命地藏菩薩像	1軀	泉136	保養院
4	登・記	十国峠（日金山）	1箇所	伊豆山1145番2他	伊豆箱根鉄道株式会社
5	市・史	日金の伝三仙人塚		伊豆山日金1151	般若院
6	市・彫	銅造延命地藏菩薩像及脇童子像	3軀	伊豆山日金1151	般若院
7	市・歴	石造末代人塔	1基	伊豆山1148-1	伊豆箱根鉄道株式会社
8	市・彫	木造地藏菩薩像	1軀	伊豆山土沢951	個人所有
9	市・天	土沢のオオムラサキ	1本	伊豆山土沢951	個人所有
10	市・彫	木造狛犬	2軀	伊豆山708-1	伊豆山神社
11	市・彫	木造男神・女神像	2軀	伊豆山708-1	伊豆山神社
12	市・彫	木造役行者倚像	1軀	伊豆山708-1	伊豆山神社
13	国・彫	木造男神立像	1軀	伊豆山708-1	伊豆山神社
14	国・工	剣 無銘	1口	伊豆山708-1	伊豆山神社
15	国・書	紺紙金泥般若心経 後奈良天皇宸翰（伊豆国）	1巻	伊豆山708-1	伊豆山神社
16	県・彫	銅造走湯権現立像	1軀	伊豆山708-1	伊豆山神社
17	県・書	紺紙金銀字交書仏説無所 望経	1巻	伊豆山708-1	伊豆山神社
18	県・考	伊豆山経塚遺物	1括	伊豆山708-1	伊豆山神社
19	国・彫	木造伊豆山権現立像	1軀	伊豆山371-1	般若院
20	登・建	旧南葵文庫	1棟	伊豆山758-1	株式会社星野リゾート
21	市・史	走湯温泉跡		伊豆山604-5	伊豆山走湯温泉組合
22	市・天	伊豆山のバクチノキ	1本	伊豆山579-1	個人所有
23	県・彫	木造宝冠阿弥陀如来像及び脇侍像	3軀	伊豆山579-37	一般社団法人伊豆山浜生協会
24	国宝・絵	紙本金地著色紅白梅図 尾形光琳筆	1双	桃山町26-2	世界救世教
25	国・絵	絹本墨画山水図（伝馬遠筆）	1幅	桃山町26-2	世界救世教
26	国・絵	絹本淡彩高士観月図	1幅	桃山町26-2	世界救世教
27	国・絵	紙本著色三十六歌仙切（兼盛）佐竹家伝来	1幅	桃山町26-2	世界救世教
28	国・絵	絹本著色阿弥陀三尊像	1幅	桃山町26-2	世界救世教
29	国・絵	紙本著色岩佐勝以像	1幅	桃山町26-2	世界救世教
30	国・絵	絹本著色八字文殊菩薩及八大童子像	1幅	桃山町26-2	世界救世教
31	国・絵	紙本淡彩四季山水図 海北有松筆	1双	桃山町26-2	世界救世教
32	国・絵	絹本著色愛染明王像	1幅	桃山町26-2	世界救世教
33	国・絵	紙本墨画山水図 海北有松筆	1双	桃山町26-2	世界救世教
34	国・絵	絹本著色吉祥天曼荼羅図	1幅	桃山町26-2	世界救世教
35	国・絵	紙本墨画諸尊図像	2巻	桃山町26-2	世界救世教
36	国・絵	紙本墨画伝法正宗定祖図	1巻	桃山町26-2	世界救世教
37	国・絵	紙本墨画九曜星図像	1巻	桃山町26-2	世界救世教
38	国・絵	紙本著色仁王経法図像	1巻	桃山町26-2	世界救世教
39	国・絵	紙本墨画太元明王図像	1巻	桃山町26-2	世界救世教
40	国・絵	紙本著色樹下美人図（伝トルファン出土）	1面	桃山町26-2	世界救世教
41	国・絵	紙本著色洋人奏楽図	1双	桃山町26-2	世界救世教
42	国・絵	紙本著色湯女図	1幅	桃山町26-2	世界救世教
43	国・絵	絹本著色釈迦八相図	4幅	桃山町26-2	世界救世教
44	国・絵	紙本著色絵因果経断簡 卷第四上（84行）	1巻	桃山町26-2	世界救世教
45	国・絵	紙本著色童子経曼荼羅図	1幅	桃山町26-2	世界救世教
46	国・絵	紙本白描曼荼羅集	3冊	桃山町26-2	世界救世教
47	国・絵	紙本白描曼荼羅図残闕	1冊	桃山町26-2	世界救世教
48	国・絵	紙本墨画人麿眞之図 岩佐勝以筆	2幅	桃山町26-2	世界救世教
49	国・絵	紙本著色花見鷹狩図 六曲屏風	1双	桃山町26-2	世界救世教
50	国・絵	絹本著色風俗十二月図 勝川春章筆	10幅	桃山町26-2	世界救世教
51	国・絵	紙本著色雪月花図 勝川春章筆	3幅	桃山町26-2	世界救世教
52	国・絵	紙本著色源重之像（上置本三十六歌仙切）	1幅	桃山町26-2	世界救世教
53	国・絵	絹本著色寒江独釣図	1幅	桃山町26-2	世界救世教
54	国・絵	紙本墨画淡彩白衣観音図 明兆筆	1幅	桃山町26-2	世界救世教
55	国・彫	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像	3軀	桃山町26-2	世界救世教
56	国・彫	木造聖観音立像	1軀	桃山町26-2	世界救世教
57	国・彫	木造多聞天眷属立像	1軀	桃山町26-2	世界救世教
58	国・彫	銅造観音菩薩立像	1軀	桃山町26-2	世界救世教
59	国宝・工	色絵藤花文茶壺 仁清作	1口	桃山町26-2	世界救世教
60	国・工	黒漆螺鈿礼盤	1基	桃山町26-2	世界救世教
61	国・工	鍍金錫杖 木瓜形四鐲付	1枝	桃山町26-2	世界救世教
62	国・工	黒釉金彩瑞花文碗	1口	桃山町26-2	世界救世教
63	国・工	白銅水瓶	1口	桃山町26-2	世界救世教
64	国・工	彩絵曲物筥	1合	桃山町26-2	世界救世教
65	国・工	雑伎彩絵唐櫃 蓋欠	1合	桃山町26-2	世界救世教
66	国・工	樵夫蒔絵硯箱	1合	桃山町26-2	世界救世教
67	国・工	散蓮華蒔絵硯箱	1合	桃山町26-2	世界救世教

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者・管理団体
68	国・工	山水蒔絵手箱	1合	桃山町26-2	世界救世教
69	国・工	十字卍字唐草螺鈿箱	1合	桃山町26-2	世界救世教
70	国・工	鍋島色絵桃文大皿	1枚	桃山町26-2	世界救世教
71	国・工	伊万里染付花卉文徳利	1口	桃山町26-2	世界救世教
72	国宝・書	手鑑「翰墨城」(311葉)	1帖	桃山町26-2	世界救世教
73	国・書	紙本墨書梵唄楚石墨跡(至正十三年冬)	1幅	桃山町26-2	世界救世教
74	国・書	紙本墨書藤原俊成仮名消息 紙背二願文アリ	1幅	桃山町26-2	世界救世教
75	国・書	紙本墨書金光明最勝王経注釈(飯室切)	1巻	桃山町26-2	世界救世教
76	国・書	紙本墨書方広寺大仏鐘銘 清韓筆	1幅	桃山町26-2	世界救世教
77	国・書	法華経授記品 卷第六(裝飾経)	1巻	桃山町26-2	世界救世教
78	国・書	仏鑑禅師墨蹟 帛雲二大字	1幅	桃山町26-2	世界救世教
79	国・書	古林清茂墨蹟 送別偈 至治元年三月廿日 附沢庵宗彭筆添状	1巻	桃山町26-2	世界救世教
80	国・書	継色紙(わたつみの)	1幅	桃山町26-2	世界救世教
81	国・書	元庵普寧墨蹟 尺牘 咸淳壬申春	1幅	桃山町26-2	世界救世教
82	国・考	埴輪男子立像	1軀	桃山町26-2	世界救世教
83	国・考	三角縁神獸鏡	3面	桃山町26-2	世界救世教
84	国・工	色絵金銀菱文茶碗 仁清	1組	桃山町26-2	世界救世教
85	国・絵	紙本着色山中常磐絵	12巻	桃山町26-2	世界救世教
86	国・絵	紙本着色浄瑠璃絵	12巻	桃山町26-2	世界救世教
87	国・絵	絹本着色不動明王二童子像	1幅	桃山町26-2	世界救世教
88	国・工	刺繍種子阿弥陀三尊図	1幅	桃山町26-2	世界救世教
89	国・絵	絹本着色二美人図 葛飾北斎筆	1幅	桃山町26-2	世界救世教
90	国・絵	紙本墨画布袋図 黙庵筆	1幅	桃山町26-2	世界救世教
91	国・彫	木造阿弥陀如来立像	1軀	桃山町26-2	世界救世教
92	国・彫	木造十一面観音立像	1軀	桃山町26-2	世界救世教
93	国・工	色絵十二月月和歌花鳥図角皿 尾形乾山作	12枚	桃山町26-2	世界救世教
94	市・書	謡本熱海(伝沢庵宗彭自筆)	1冊	桃山町26-2	世界救世教
95	市・書	千利休書状(熱海入湯の文)	1幅	桃山町26-2	世界救世教
96	登・建	陽明館	1棟	桃山町9-22	世界救世教
97	登・建	東山荘本館	1棟	春日町1712-5他	世界救世教
98	登・建	東山荘離れ	1棟	春日町1712-4	世界救世教
99	登・建	東山荘別館	1棟	春日町1712-1	世界救世教
100	登・建	東山荘茶室	1棟	春日町1712-3	世界救世教
101	登・建	東山荘蔵	1棟	春日町1712-3	世界救世教
102	登・建	東山荘物置	1棟	春日町1712-6他	世界救世教
103	登・建	東山荘正門	1棟	春日町1712-16	世界救世教
104	国・建	旧日向家熱海別邸地下室	1棟	春日町8-37	熱海市
105	国・天	阿豆佐和気神社の大クス(来宮神社の大クス)	1本	西山町43-1	来宮神社
106	県・民	来宮神社鹿島踊		西山町43-1	来宮神社鹿島踊保存会
107	市・歴	丹那隧道東口(熱海口)現場日誌	20冊	上宿町14-20	熱海市教育委員会
108	市・天	湯前神社のクスノキ	1本	上宿町513	湯前神社
109	市・建	湯前神社石鳥居	1基	上宿町4-8	湯前神社
110	市・建	湯前神社石燈籠	2基	上宿町4-8	湯前神社
111	市・史	大湯間歌泉跡		上宿町440-3, 7	熱海市
112	県・天	熱海のナツメヤシ	1本	銀座町1-16	ニューフジヤホテル
113	市・建	起雲閣(旧内田信也及び根津嘉一郎別邸)	4棟1門	昭和町4-2	熱海市
114	市・民	今宮神社獅子神楽		桜町3-29	今宮神社獅子神楽保存会
115	市・天	今宮神社社叢		桜町3-29	今宮神社
116	登・建	観魚洞隧道	1基	熱海1993-2	熱海市
117	市・民	多賀神社鹿島踊		上多賀741-1	多賀神社鹿島踊保存会
118	市・民	下多賀神社鹿島踊		下多賀1366	下多賀神社鹿島踊保存会
119	市・民	下多賀神社水浴せ式		下多賀1366	下多賀神社水浴せ式保存会
120	市・天	下多賀神社社叢		下多賀1366	下多賀神社
121	市・歴	有馬玄蕃石場の標識石	1基	下多賀1494-1	下多賀神社
122	国・史	江戸城石垣石丁場跡(中張窪石丁場跡)	1件	下多賀1494-1他	下多賀神社ほか
123	県・絵	紙本水墨山水図 狩野之信筆	1幅	下多賀576	個人所有
124	市・天	和田木のフジ	1本	下多賀162-2	個人所有
125	市・民	和田木神社獅子神楽		和田木61	和田木神社獅子神楽保存会
126	登・建	平井家住宅主屋	1棟	網代106	個人所有
127	登・建	平井家住宅脇門	1棟	網代106	個人所有
128	市・民	阿治古神社鹿島踊		網代181	阿治古神社鹿島踊保存会
129	市・彫	石造三十三所供養観音像	1括	網代542長谷寺	善修院
130	市・民	初木神社鹿島踊		初島5	初木神社鹿島踊保存会

※種別の略称は以下のとおりである

国宝：国宝 国：国指定 県：県指定 市：市指定 登：国登録 絵：絵画 彫：彫刻 工：工芸品  
 書：書跡、古文書、典籍 建：建造物、建築物住宅、工作物住宅、交通土木構造物 歴：歴史資料  
 考：考古資料 民：民俗文化財 史：史跡 名：名勝 天：天然記念物 記：記念物

## 第3章 史跡の概要

### 1 指定に至る経緯

熱海市内の石丁場遺跡の研究は昭和30年頃から、文献史学、城郭研究者によって先鞭がつけられ、昭和40年頃からの田端實作氏の熱海・伊東の現地踏査が契機となって地元の郷土史家に影響を与えた。

昭和42年（1967）刊行の『熱海市史』上巻でも「江戸城増築と熱海の石材」の一節が設けられ、昭和47年（1972）刊行の資料編には関連文書も収録されている。同年に伊東市宇佐美在住の大高吟之助氏によって『郷土多賀村史』、昭和49年（1974）に『網代郷土史』が著され、その中には、刻印や採石関連の聞き取りなど、石丁場に関連する内容が数多く記述されている。

昭和50年代後半になると、伊東郷土史研究会の鈴木茂氏に多賀地区の郷土史愛好家らが協力して調査が行われ、市内各地で刻印石の発見が相次ぐようになる。昭和56年（1981）に県道82号下多賀・大仁線（現市道中張窪上土城線）の拡幅工事で「羽柴右近<sup>はしぼうこん</sup>」銘の刻印が発見されると、下多賀町内会が刻印石保存の嘆願書を提出して保存運動が起こり、国道135号沿いの下多賀園地に移設保存された。この時に「瘤木遺跡<sup>こぶぎいせき</sup>」として登録され、静岡県内で初めて石丁場遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地となった。その後、平成9年（1997）には県道82号線拡幅工事に伴い、石丁場遺跡としては初めての発掘調査が行われた。しかし、開発に伴う緊急調査で目的意識が不十分だったこともあり、従来の研究成果を活かした報告ができず、調査成果自体もあまり注目されることがなかった。

平成14年（2002）4月に下多賀地区の有志が保存会を結成し、散策ルートや案内板を設置するなど独自の遺跡保存活動を展開し、平成17年（2005）には同会が「有馬玄蕃石場の石」への覆屋の設置要望を市観光部局に提出した。これを受けて熱海市教育委員会では、その取扱いを含めた石丁場遺跡の調査、保存について静岡県教育委員会、文化庁とも相談し、基礎資料を得ることを目的として平成18年度から平成20年度の間に国庫補助事業として調査を行った。

この調査時に遺跡が字中張窪を中心に広がっていることを確認したため、平成18年（2006）に「中張窪・瘤木石丁場遺跡」と遺跡の名称と範囲の変更を行った。

分布調査では27地点の石丁場を確認し、人名を含む約60種の刻印群を発見した。伊豆山地区の礼拝堂<sup>らいはいどう</sup>石丁場遺跡、多賀地区の中張窪・瘤木石丁場遺跡、網代地区の朝日山<sup>あさひやま</sup>石丁場遺跡などでは地形測量を実施し、また礼拝堂、中張窪・瘤木においてはトレンチによる発掘調査を行った。特に中張窪・瘤木遺跡ではB地区の9号採石遺構において鉄鉗、鞆の羽口等の鍛冶関連遺物を表採できた。そのほか既存の文献史料の情報収集と、文献と刻印との対応関係の検討や岩石学的な調査・分析に加えて、伊豆山地区の般若院、寺山遺跡の石塔調査を行っている。

その後、平成21年度から平成26年度までの調査成果を平成27年（2015）3月に『熱海市内伊豆石丁場遺跡確認調査報告書Ⅱ』として報告した。内容は文化財担当者による継続的な

分布調査の結果報告のほか、平成21年度に緊急雇用創出事業によって組織的に行った分布調査と、平成26年度の国庫補助事業として中張窪・瘤木石丁場の詳細分布図を作成した成果等をまとめて報告した。前回の調査報告と合わせて計30地点の石丁場遺跡を確認し、市内全体で100種類以上の刻印を確認することができた。

これらの調査成果によって中張窪・瘤木石丁場遺跡が市内最大規模の石丁場遺跡で多種多数の刻印群や石材、採石坑遺構が多く残され、特に「羽柴右近」、「有馬玄蕃」等の人名及び年号が刻まれた石が確認されることから、重要な遺跡として大切に保存・活用することとした。

文化庁と協議を重ね、平成27年（2015）7月27日に本遺跡の中心部の保存状態が良好な部分を史跡として保護するため、熱海市教育委員会から静岡県教育委員会を通じて文部科学大臣へ意見具申書を提出し、同年11月20日に開催された国文化審議会における答申を受け、翌年、平成28年（2016）3月1日に史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）として国の史跡に指定された。

## 2 指定地の状況

### （1）指定告示

○文部科学省告示第26号

法第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年3月1日

文部科学大臣 馳 浩

名称	所在地	地域
江戸城石垣石丁場跡	静岡県熱海市下多賀字中張窪	1494番1、1494番172、1494番173、1494番174、1494番175、1494番176、1494番177、1494番178、1494番179、1494番180、1494番181、1494番182、1494番183、1494番184、1494番185、1494番186、1494番187、1494番188、1494番189、1494番190、1494番191、1494番192、1494番193、1494番194、1494番195、1494番209、1494番210、1494番211、1494番224、1494番225、1494番226

（平成28年3月1日付け官報 号外第46号から抜粋）

○文化庁告示第38号

法第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年5月24日

文化庁長官 宮田 亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体
江戸城石垣石丁場跡	平成28年文部科学省告示第38号	小田原市（神奈川県） 熱海市（静岡県） 伊東市（静岡県）

（平成28年5月24日付け官報 第6780号から抜粋）

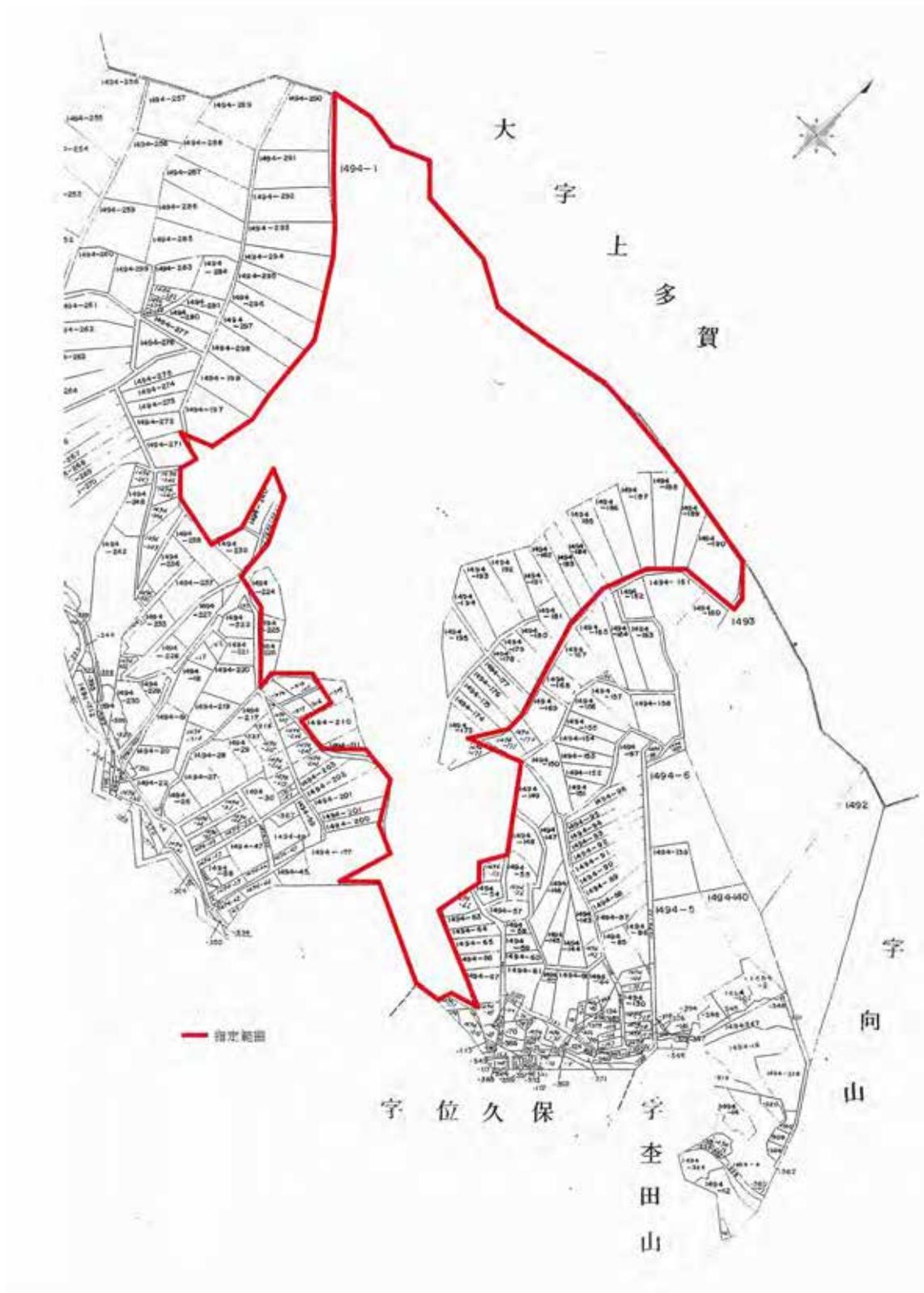


図 3-1 地籍図における史跡指定の範囲

## (2) 指定説明文

江戸城石垣石丁場跡は、江戸幕府が諸大名を動員して行った江戸城改修に伴う「公儀こうぎ御普請ごふしん」で用いる石垣の石材を採石、加工した石丁場である。江戸城改修の普請は、徳川家康が慶長8年(1603)に江戸市街地の普請を諸大名に命じたことを皮切りに、翌9年(1604)から慶長12年(1607)にかけて、本丸、二の丸をはじめとする城郭の中心部の大改修が行われた。慶長15年(1610)から寛永4年(1627)には、西の丸をはじめとする外郭の整備が行われ、寛永6年(1629)からは3代将軍家光の命により外堀等の整備が行われ、寛永13年(1636)にようやく完成した。

石垣に用いる多量の石材は、全国各地から持ち運ばれたが、石材の大多数は、伊豆半島とその周辺から広く産出する硬質の安山岩が用いられ、現在でも各所に石丁場跡が認められる。石丁場の分布範囲は、相模湾沿いでは北東端が神奈川県小田原市街地を貫流する酒匂川さかわ・狩川西岸の丘陵、南端は静岡県下田市高馬たごうまで、この間に約130箇所たごうまの石丁場跡が認められている。駿河湾沿いでは北西端が清水町徳倉とくら、南端が沼津市戸田へだで、この間に45箇所とくらの石丁場跡が認められている。

これらの石丁場において採石を行った大名の名前は、『細川家文書』『山内家史料』など大名家に伝わる史料や伊豆・相模国の地方文書などから判明するものも多い。中でも、『細川家文書』には寛永12年(1635)の「伊豆石場之覚」という史料があり、この当時、細川家が把握していた74箇所じかたの石丁場と採石主体の来歴が記されている。また、史料からは諸大名の編成や石丁場の管理や変遷を知ることができるものもある。

石丁場の立地は、海岸近くか河川沿い等の水運の便のよい山中であるものが多く、海岸の安山岩の転石を加工した磯丁場いそぢょうばも認められる。また、石丁場は、採石と加工を行う山中の作業場、搬出前の石材をとどめ置く仮置き場、石材の搬出路である石曳道いしびきみち、船積みを行う港等からなるが、港の多くは現在まで継続的に使用されているため、当時の様子は明らかでない。山中の作業場は、いずれの場所でも石材の割り取りのために矢穴が打たれた石材の散布からその所在を把握することができる。地表に露出した石材はそのまま割り取りの作業を施しているが、一部が埋没している場合は石材の全体を掘り出した後、割り取り作業に取り掛かっているようで、その場合は、掘り出された原石の周辺はクレーター状のくぼみやテラス状の平場を形成している。

採石・加工された石材は、採石地点の下方の斜面上に仮置きされ、中には、目立つ位置に同一の刻印を打つ事例や、沢伝いに近似した大きさの石材を並べ同一の刻印を打つ事例もある。このように、石丁場には、採石から加工、搬出に至るまでのそれぞれの段階で放置された石材が残っており、公儀普請に伴う石材供給の諸工程が判明する。

神奈川県小田原市では、石丁場と石丁場の可能性がある遺跡が19箇所、確認されているが、そのうち最も保存状況が良好で、大規模なものは早川石丁場である。平成15年度に小田原市教育委員会が行った分布調査では、史跡石垣山南西側の斜面から矢穴及び刻印を有する石材や加工が施された石材などが確認され、平成18年(2006)に公益財団法人かながわ考古学財団が行った発掘調査では、石曳道が検出された。さらに、平成19年度の小田原

市教育委員会による分布調査によって、母岩と考えられる転石・自然礫、矢穴・刻印を有する石材が東西1,300m、南北170mの面積約20haの範囲に分布していることが確認された。

この石丁場の特徴は、残存する加工石材の大きさが、小口3尺(0.9m)～4尺(1.2m)、控1間2尺(2.4m)～1間5尺(2.7m)と比較的大きなものが多いことから、江戸城の石垣の中でも、角石や角脇石を切り出した石丁場と推定される。また、採石を行った大名は、史跡石垣山で発見された標識石から肥後国熊本藩加藤家の可能性が指摘されている。一方、早川地内に本遺跡以外に大規模な石丁場が確認できないことなどから、この石丁場を「伊豆石場之覚」にある「早川新丁場」に比定し、三大納言(徳川義直、徳川頼宣、徳川忠長)の石丁場とする見方もある。

熱海市では30箇所<sup>すみいし</sup>の石丁場跡が確認され、その中で最も規模が大きく、保存状況が良好な石丁場は中張窪・瘤木石丁場である。江戸城石垣石丁場跡の中で最も集中して人名刻印が現存することが、この遺跡の最大の特徴であり、「是ヨりにし 有馬玄蕃 石場 慶長十六年 七月廿一日」、「有馬玄蕃 石場 慶十六」、「羽柴右近」(森忠政)が2つ、「浅野紀伊守内左衛門佐」、「慶長十九年」の人名及び年号が刻まれた標識石が確認されている。

また、これらの標識石は各大名の石丁場の境界を示していると考えられる。「有馬玄蕃」の標識石は尾根筋に配置され、この西側では、刻印が確認できず、東側では多種の刻印石が多数、確認されているといった違いが認められる。

伊東市では21箇所<sup>ちゅうばりくぼ こぶぎ</sup>の石丁場跡が確認されている。その中で最も規模が大きく、保存状況が良好な石丁場は宇佐美石丁場である。宇佐美石丁場では、複数の大名が採石にあたったことが知られ、『山内家史料』にみえる、慶長18年(1613)の採石では黒田筑前守、田中筑後守、長岡越中守、生駒讃岐守とあり、「伊豆石場之覚」には、寛永11年(1634)の普請命令が記されており、「先年 立花飛驒、稲葉彦六、伊東修理、森摂津守、木下右衛門」「巳年 松平隠岐、細川越中殿」とある。また、『細川家文書』「伊豆相模之内細川越中守組へ相渡申石場之覚」(寛永12年(1635))には、先年「田中筑後守」、巳ノ年「松平隠岐守殿、松平越中殿」、亥ノ年「大丁場」「有馬左衛門佐、山崎甲斐守、稲葉淡路殿、九鬼大和守」、「小丁場」「立花飛驒守、立花民部少、土川土佐守、平岡石見守、桑山左衛門佐」とある。

さらに石丁場の中には「羽柴越中守石場」(細川忠興)の文字を刻んだ標識石や稲葉家、毛利家の刻印を刻んだ刻印石が確認されている。寛永11年(1634)から始まる普請では、幕府は石材調達の大名を組編成としたようで、稲葉家、毛利家は、細川越中組に属していることが知られており、史料から分かる大名の編成と具体的な石丁場との対応関係を知ることができる。

このように江戸城石垣石丁場跡は、徳川家が築城した江戸城を構築する際、大量に必要な石垣用石材の産地として、その採石・加工・運搬技術やそれに伴う労働力の編成を知る上で重要であるだけでなく、江戸時代前半における諸大名の編成をはじめとする公儀普請の実態や、その背景にある社会的・政治的動向を知る上で重要である。よって史跡に指定し保護を図るものである。

(文化庁文化財部監修2016『月刊文化財』第629号から)

## 第4章 史跡の本質的価値

### 1 史跡の本質的価値の明示

現在の視点において、既存の指定理由及び調査成果に基づき史跡江戸城石垣石丁場跡（中張窪石丁場跡）の価値を次のとおり掲出する。

#### 1. 日本史上最大の城である江戸城石垣用材を採石・加工した石丁場跡である。

史跡内には、採石に伴うと考えられるクレーター状のくぼみ（採石坑遺構）や石材を割り取るための矢穴の穿たれた石（矢穴石）、鑿等で穿たれた印、及び文字を有する石（刻印石）、鉄鉗、鉄滓等の出土遺物により、採石から石垣用石材への加工工程を推定することができる。

これらは、慶長9年（1604）から寛永13年（1636）に行われた江戸城普請の石垣用石材の採石、加工のあり方に係る具体的な物質資料であり、技術や生産過程を解明する上で重要である。

#### 2. 東都の礎となった石材を多く産出した伊豆半島の歴史的、地質的特色を示す。

火山半島である伊豆地域からは硬質な安山岩が産出し、鎌倉時代から石塔や社寺の礎石として使用されていた。近世以後も江戸城の石垣だけでなく、江戸の市街地の石造物や土木資材として大量に使用されていた。その背景には火山の恩恵によって良質な石材が採取可能であり、また鎌倉・江戸という東国の首都への海上輸送による交通の便の良さがあった。こうした地域の特性を如実に示す遺跡群である。

#### 3. 採石を行った大名の名前や年号が刻まれた刻印群により公儀普請であることを実感できる。

中張窪石丁場跡は指定範囲だけで約21万㎡と広大な面積で海岸まで約1kmの山中に所在し、大名の名前や年号が刻まれた刻印石が多数現存する石丁場跡である。山中に大規模に所在する当該石丁場跡において、文字の刻まれた刻印は尾根筋、谷筋に所在し、それを境界に刻印の有無の違いがあることは、公儀普請における労働力の編成、その背景にある社会的・政治的動向を解明することにつながる可能性があり、重要である。

## 2 構成要素の分類

史跡指定地内に存在する諸要素（図4-1、4-2）を、「本質的価値を構成する諸要素」と「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に区分し、史跡の周辺地域を構成する諸要素（図4-3、4-4）と併せて3つの要素に分類する（表4-1）。

表4-1 構成要素

分類	構成要素	主な内容
本質的価値を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇現存している遺構及び地形</li> <li>◇石材を割り取るための矢穴の穿たれた石</li> <li>◇鑿等で穿たれた印、及び文字を有する石</li> <li>◇埋蔵されている採石、加工、運搬等に関する遺構</li> <li>◇採石、加工に関する遺物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇採石坑遺構</li> <li>◇自然地形</li> <li>◇矢穴石</li> <li>◇刻印石</li> <li>◇出土遺物（鉄鉗、羽口、鉄滓）</li> </ul>
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇直接的に遺構等に関連しない山地地形、掘削や加工の痕跡の無い石、植生等の自然的要素</li> <li>◇採石活動後の人々の生業に関する社会的要素</li> <li>◇案内看板・見学路・説明板等の既存の保存活用のための施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇表層土壌に応じて自生した草木</li> <li>◇中張窪植林組合によるヒノキ等植林</li> <li>◇採石後に行われた耕作跡</li> <li>◇耕作に伴う石積等の石造工作物</li> <li>◇中張窪石丁場遺跡を保存する会による案内板・見学路</li> <li>◇熱海市による「有馬玄蕃石場の標識石」の説明板</li> </ul>
周辺地域を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇指定地外の埋蔵文化財包蔵地となっている石丁場跡</li> <li>◇市街地より出土した矢穴石・刻印石を展示している場所</li> <li>◇矢穴石等を利用した石碑等歴史的要素</li> <li>◇築城石船積場の伝承地や採石に関連する字名等</li> <li>◇地域の人々が集まるコミュニティ施設、文化施設、教育施設</li> <li>◇観光客が集まる交通拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇刻印石、矢穴石材、採石坑遺構等</li> <li>◇上多賀園地・下多賀園地・小山臨海公園・多賀中学校門前等で展示されている刻印石群、下多賀神社の石造物や住宅地内にある矢穴石・刻印石</li> <li>◇伝築城石船積場跡や修理屋敷、雁毛石、玄番屋敷として残る地名等</li> <li>◇多賀地区の神社、石丁場以外の遺跡、文化財</li> <li>◇長浜海浜公園等の公園、南熱海マリンホール、地区の公民館、池田満寿夫記念館、熱海高等学校、多賀中学校、多賀小学校</li> <li>◇JR伊豆多賀駅、網代駅、桜の散策路、多賀観光協会</li> </ul>

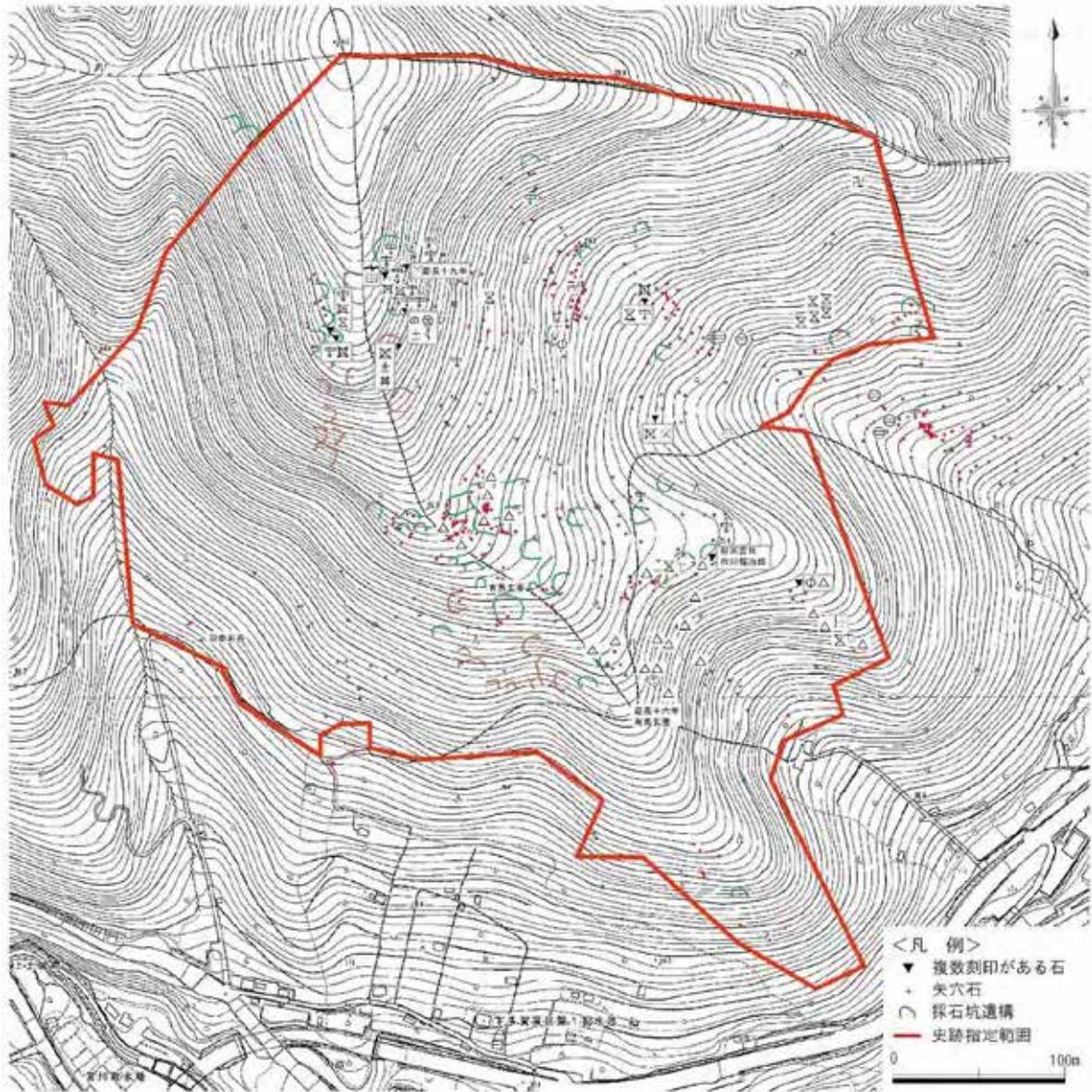


図4-1 史跡江戸城石垣石丁場跡の地形と遺構の分布



「羽柴右近」刻印



採掘場の地形



「慶長十九年」刻印



矢穴による割石



穿たれた矢穴



鉄滓



鉄鉗

図4-2 本質的価値を構成する諸要素の現状

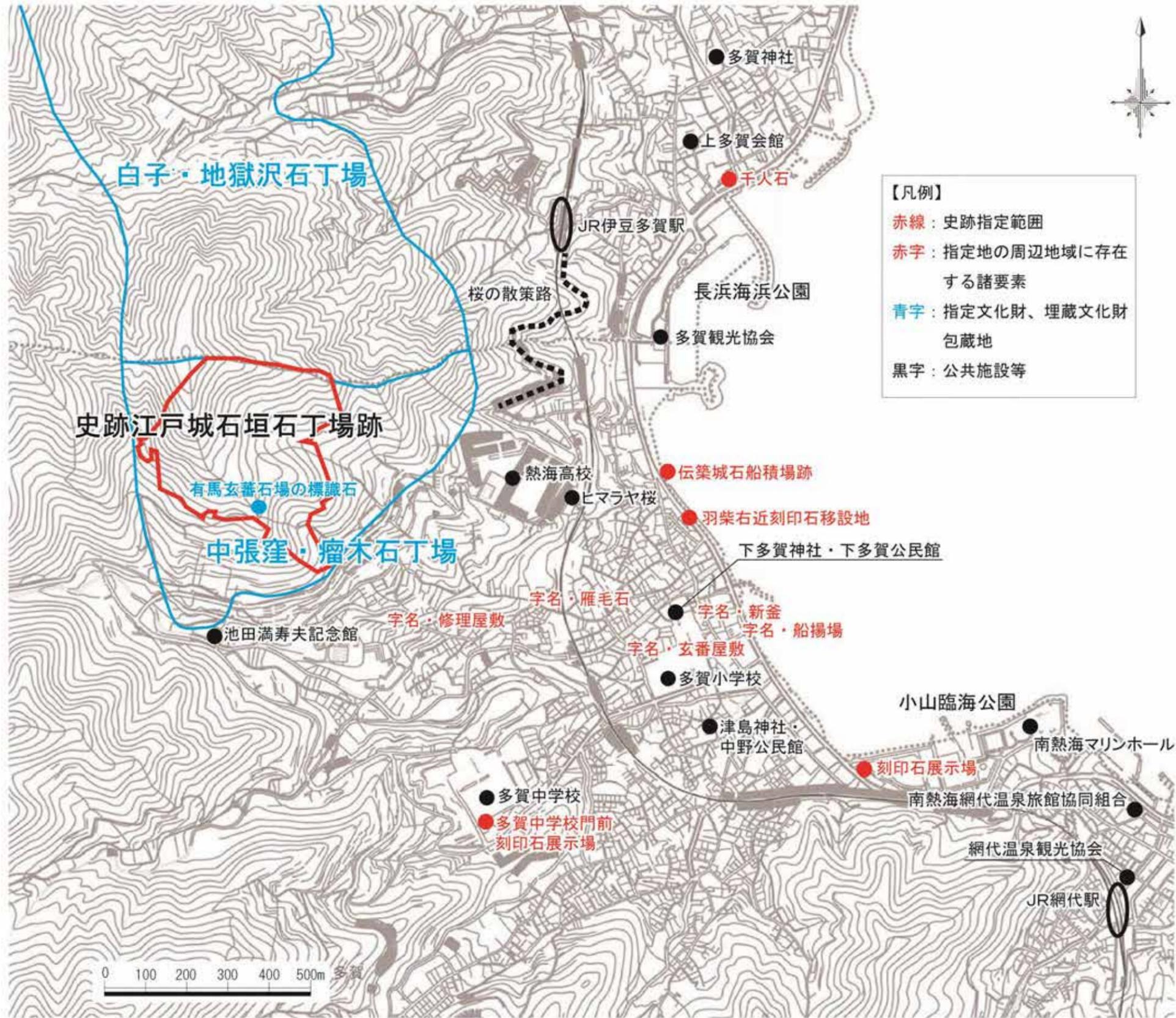


図 4-3 史跡と周辺エリア





千人石



多賀神社



白子・地獄沢石丁場跡の刻印石



小山臨海公園 刻印石展示場



羽柴右近刻印石移設地



多賀中学校門前 刻印石展示場



下多賀神社



伝築城石船積場跡

図4-4 周辺地域を構成する諸要素の現状

## 第5章 現状・課題

### 1 保存管理の現状と課題

#### (1) 現状

史跡内の土地の状況は植林や雑木林、耕作放棄地であるが、土壌内に石材が埋没し、ズリ場もあり全体に緩い地盤である。根の生育が十分でない樹木が多く、植林は間伐等適切に管理されていない状態である。また、イノシシによる石材周辺の土の掘り起こしも確認される。指定地は約21万㎡であるが、測量した地域はごく一部で発掘調査も数箇所のトレンチ調査のみであり、出土遺物も表採された鉄鉗、鉄滓、羽口のみで、石引道、作業小屋など採石工程全体を遺構として確認できていない。標高300m以上では公儀普請の石丁場が良好であるが、低い部分は後の間知石の採石、耕作に伴う石積み等による改変がある。

指定地外の埋蔵文化財包蔵地である「中張窪・瘤木石丁場遺跡」「白子・地獄沢石丁場遺跡」については矢穴石や刻印石の分布を把握しているにとどまっている。

また、下多賀の公園等には矢穴石・刻印石を展示している場所が散在するとともに、矢穴石等を利用した石碑等がある。なお、個人住宅地内にある矢穴石・刻印石については把握できていない。

#### (2) 課題

- ◇大雨、強風等による土石流、倒木に対する対策
- ◇史跡を保全するために最適な植生管理方法の検討
- ◇公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できる地区の維持管理
- ◇公儀普請後の改変を受けた地区の保存管理方法の検討
- ◇イノシシの侵入を防ぐ対策の検討
- ◇保存・活用に向けた情報を得るための埋蔵文化財調査の実施
- ◇指定地外における矢穴石・刻印石の所在把握

### 2 活用の現状と課題

#### (1) 現状

史跡の所在地は山地で、入口も駅やバス路線から離れており、一般公共用の駐車場もなく、来訪するとしても、誘導標識や史跡案内図が存在していない。かつて網代温泉観光協会と協働で「石丁場ウォーク」を開催したことがあるが、恒常的な見学イベントは行われていない。

周辺では石に関する地域の歴史資料、築城石船積場の伝承地や関連する字名等が確認できるが、現在は多賀地域での採石業が行われていないこともあり、地域の人々の関心が低い。下多賀公民館、多賀小学校の郷土資料室に石丁場遺跡や地域の歴史資料が紹介、保存されているが、地域の人々にあまり知られていない。かつて熱海市退職校長会（春秋会）の協力で熱海市が作成した多賀網代文化散歩マップ（初版：平成14年、4版：平成23年）には

「中張窪石丁場跡」や「江戸城築城用の刻印石」などが取り上げられているが、改訂再版がされていない状態である。また、網代温泉観光協会のウェブサイトでは「石丁場跡」（網代）「千人石」が掲載されているが、文化散歩マップの情報を基に作られている。その他の地域の人々が集まるコミュニティ施設、文化施設、教育施設や観光客が集まる交通拠点において石丁場遺跡や多賀地域の文化・歴史について情報発信が十分でない。

また、保存会が、町内の文化祭で遺跡のパネルや石工道具の展示、石割実験を行ったことがある。学校教育の場においても保存会の働きかけで、多賀中学校で総合的な学習の時間や郷土研究を選択した熱海高校生が刻印をスケッチするなどフィールドワークを行ったこともある。しかし、学校の社会科の授業で特別の取扱いはなく、中学生の副読本である郷土読本「熱海」で2ページ程掲載し、自主学習の資料的な位置付けとなっている。また、史跡指定地ではないが、網代小学校では遠足が石丁場遺跡のある朝日山公園であった場合は石丁場跡を見学することがある。一方、江戸城の石垣ということもあって研究者や一般市民の関心は高い。平成22年度に「江戸の石を切る－伊豆石丁場遺跡から見る近世社会」、平成28年度に「ザ・ロックフェス！石丁場遺跡の魅力を語る」などシンポジウムを市内で開催し、市外では平成22年度に江戸遺跡研究会が第24回大会「江戸城・城下と伊豆石」を開催しているが、石丁場遺跡や江戸城の所在する静岡県、東京都以外にも採石を担当した大名家の九州地方など遠方から参加者もあった。

## （2）課題

- ◇史跡の保存につながる効果的な活用イベントの開催
- ◇地域の歴史・文化の継続的な調査研究とそれに基づく学習機会の充実、活用方法の検討
- ◇史跡を核としたストーリーの構築と「面」としての活用
- ◇既存の文化・教育施設、コミュニティ施設、観光団体、保存会と連携した効果的な情報発信
- ◇一般の方にわかりやすく、史跡来訪を促すパンフレットや案内地図の作成
- ◇学校教育の場で史跡を知る機会の充実
- ◇広域連携する対象や手法の検討

## 3 整備の現状と課題

### （1）現状

史跡内は全体的に緩い地盤で、日常的に倒木もあり、斜面地で足場が良好でない部分も多いが、近年の大雨、強風等の災害での被害はほとんどない。

植林地は間伐がされていないために暗く下草が生えにくいことで、見通しが良い所もある。イノシシが目撃されることもあり、温暖な時期にはスズメバチ・ダニ等の害虫の発生が確認され、見学の妨げとなる可能性がある。史跡内には、熱海市指定文化財「有馬玄蕃石場の標識石」の説明板のほか、保存会によって、簡易的な案内板、ベンチが設置されて

いる。また、散策ルートへの誘導を目的としてロープが設置されているが、史跡の保存を最大限に考慮して設定したものでなく、ルートから外れて自由に移動できるため、遺構の保存や見学者の安全性に問題がある。また、保存会による案内板等は老朽化している。史跡へのアクセスは鉄道駅やバス路線から遠く、駐車場もなく不便である。

下多賀の公園等には矢穴石・刻印石を展示している場所が散在し、石碑等にも転用されているが、説明板等が経年劣化し、内容も近年の研究成果を踏まえたものでない。また、史跡や他の展示場との関連性が無く、個別の説明にとどまっている。さらに、史跡や地域の歴史文化の情報を得ることができる施設が存在しない。加えて、指定地周辺には不法投棄らしき粗大ゴミが存在する場所も確認される（図5-1）。

## （２）課題

- ◇史跡の保護を前提とした安全で活用にも適した見学路の設定
- ◇最新の研究成果を盛り込んだ適切な案内板等の設置
- ◇駐車場等の便益施設の検討
- ◇史跡や地域の歴史文化の情報を得ることができるガイダンス施設等の整備検討
- ◇史跡周辺の継続的な美化対策

## ４ 運営の現状と課題

### （１）現状

熱海市が管理団体となり、熱海市教育委員会生涯学習課文化交流室で文化財保護事務を行っている。文化交流室は室長以下6名のスタッフがいるが、文化振興、文化団体、多文化共生、国際交流協会、文化施設等の分掌事務があり、主に学芸員1名が兼務で本史跡の事務を行っている。庁内での調整会議等は他の法令、計画と調整の必要性がなかったことから行われてこなかった。

学識者と地域の代表者で構成される調査・整備委員会を設置し、関係自治体へもオブザーバー参加を呼びかけ、委員会を開催している。

保存会が長く遺跡の保存活動を行ってきたが、一般市民にその活動実績が知られず、会員の高齢化、減少が進んでいる。また、史跡のガイドクラブ等、公開の窓口になるような組織は存在していない。

### （２）課題

- ◇持続的な史跡の保存活用を適正に行うための体制の検討、専門職員の育成・確保
- ◇調査・整備委員会の指導、助言に基づく適正な事業の執行
- ◇庁内の関係部署とのスムーズな意思疎通、情報共有を図る調整会議等の設置
- ◇保存会の後継者育成や一般市民との協働による保存・活用のための体制づくり
- ◇静岡県や周辺関係自治体との連携の検討
- ◇公開の窓口となるガイドクラブ等の組織の育成



導入口の現状



導入口説明板



案内板と見学路の現況



見学路の崩れ



有馬玄蕃石場の標識石の説明板



有馬玄蕃石場の標識石と説明板  
(保存会設置)



保存会設置のベンチ



強風等による倒木

図 5-1 史跡指定地の現状

## 第6章 大綱・基本方針

### 1 大綱

保存活用の課題や検討を踏まえ、本史跡を周辺環境との調和を図りながら適切に保存し、地域が一体となって次世代へと確実に継承していくことを目標とし、次のとおり保存・活用の大綱となる将来像を掲げるものとする。

**江戸の礎となった史跡江戸城石垣石丁場跡  
石の文化を再発掘し、未来のまちづくりに活かそう**

### 2 基本方針

史跡の保存活用の大綱を踏まえ、基本方針について、次の5つのねらいと施策の体系を示す。

- (1) 江戸城石垣用の石材の産地として、その価値を保存するため、史跡の恒久的な保存を図る。

常に管理方法について検討し、最も適切な手法により維持管理を図り、史跡の保存に努める。

- (2) 伊豆地域の石丁場遺跡の研究及び情報発信の拠点として、継続的な調査・研究・教育を進める。

石丁場遺跡に関する調査・研究を進め、関連する機関等との連携を図り、多賀地域を石丁場遺跡の研究と情報発信の拠点とする。また、史跡を活用した学習機会の充実を図り、史跡とそれを取り巻く地域の新しい価値の創造につなげる。

- (3) 史跡の価値や魅力をわかりやすく伝え、一般公開を進める。

史跡の歴史的価値や構成要素を明らかにして、要素に応じて確実な保存を図りながら公開を推進するとともに、史跡の理解を助けるガイダンス施設等の整備を検討する。

- (4) 石丁場遺跡と多賀地区の歴史・文化が体感できる活用の仕組みを創る。

地域に伝わる石に関する文化や文化財などを把握し、史跡の理解につなげるとともに、既存の文化施設や教育施設、コミュニティ施設、保存会と連携し、史跡の効果的な活用を図る。

- (5) 市民や観光客も参加できる史跡の保存活用の体制を構築し、広域連携を図る。

調査や整備事業の発表会や展示会など史跡に親しむ機会を可能な限り創出し、保存管理や活用に住民や観光客も参画できる場を構築し、他の自治体などと広域連携を図る。

## 第7章 保存管理

### 1 方向性

史跡江戸城石垣石丁場跡は中張窪石丁場跡のほかに伊東市の宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部と小田原市の早川石丁場群関白沢支群が指定されているが、石丁場遺跡は熱海市内でも30箇所、伊豆半島地域全体で約170箇所確認されている。広域にわたる史跡を確実に未来に継承するためには、指定地内はもとより、地域全体を視野に入れた長期にわたる適切な保存管理に取り組んでいく必要がある。また、現状の測量調査、分布調査に加えて発掘調査や文献史料調査、石工道具などの関連する資料調査を継続的に行い、その結果を保存管理にフィードバックしていくことも重要である。

これら史跡の保存管理にあたっては、災害による土石流や倒木、イノシシなどの獣害対策とともに貴重な動植物や地域が大切にしている樹木・野草等の自然環境の保全に配慮するものとする。

### 2 方法

中張窪石丁場跡の指定地域を公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できるⅠ地区、後世の土地利用によって改変を受けているⅡ地区、本質的価値を構成する諸要素が密度の高くないⅢ地区、にそれぞれ区分し、地区区分ごとに適切な保存（保存管理）の具体的な2つの手法を定める（図7-1）。

史跡の保存・活用・整備を推進する中で保存活用するために指定地の公有地化が不可欠であると判断される場合は、土地所有者等の理解を得ながら調整を行う。

史跡指定地外の隣接する地域やその他の埋蔵文化財包蔵地となっている石丁場跡については、地権者の協力を得て、現状での維持管理を図るとともに、文化財としての価値を判断するための調査を実施し、指定地内と同等の本質的価値を有すると判断される場合は追加指定を検討する。

その他の周辺地域を構成する要素についても石に関する文化や文化財を把握し、地域住民と協働で保全に務める。

#### 地区区分

I 地区	II 地区	III 地区
標高300m以上の、採石坑遺構や刻印石、矢穴石等が表出し、公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できる範囲。	標高300m未満の、公儀普請の後に間知石の採石、耕作地に伴う石積みなどによる地形の改変が確認できる範囲。	I 地区・II 地区周辺の、山林の中に点在するように採石坑遺構や刻印石が確認できる範囲。

#### 2つの手法

- ・維持管理 き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。
- ・復旧（修理） き損や破損、劣化した箇所を、き損以前の状態に復する。

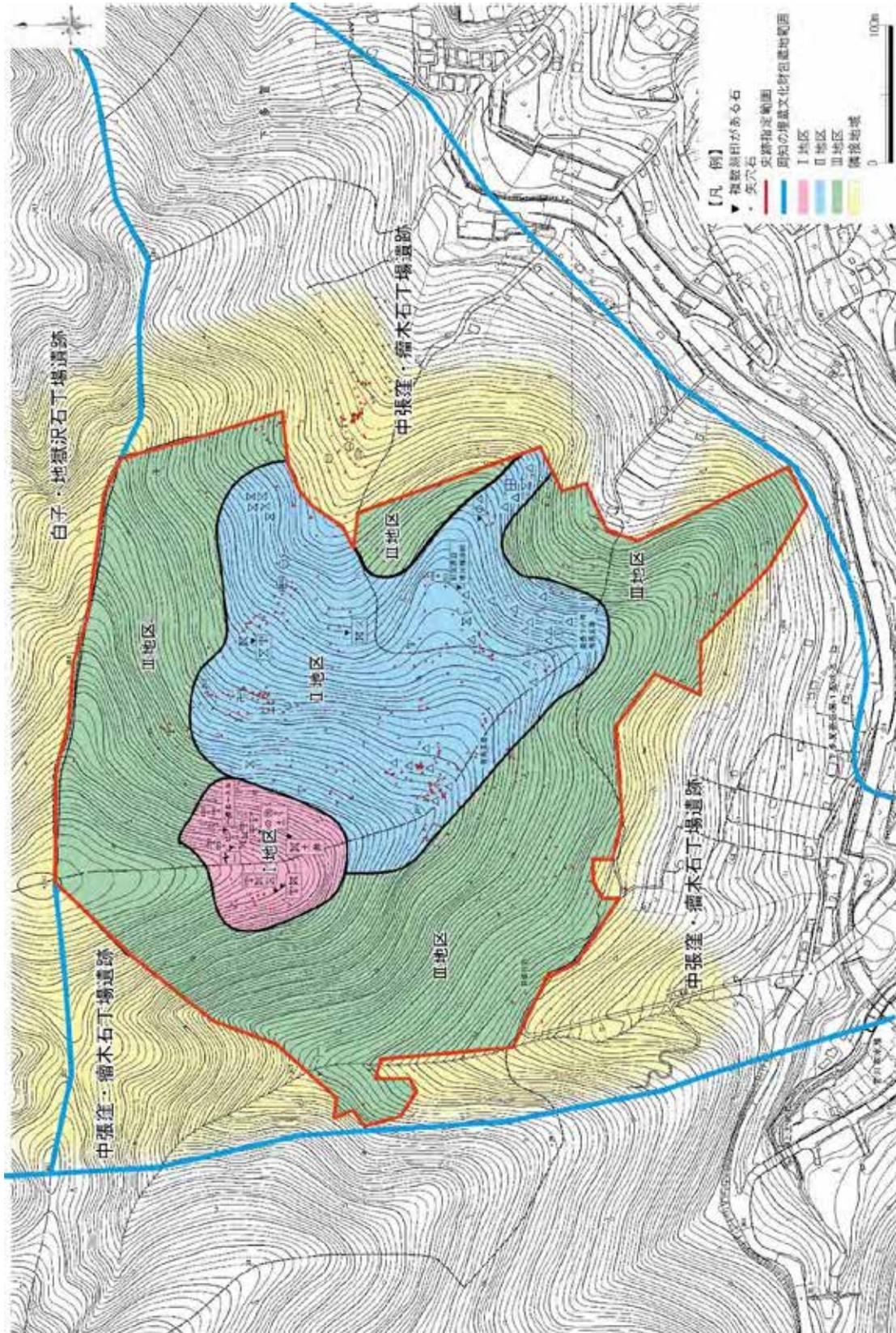


图 7-1 地区区分图

### (1) I 地区

原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。I地区は特に公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できるため、現状維持を基本とする。

#### 【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素を保存するため、樹木の適正な管理を行い、倒木など史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木し、下草などが繁茂しないよう留意する。また、イノシシの侵入を防ぎ、遺構の破損防止や来場者の危険防止のための対策を行う。

#### 【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損や破損した場合は、速やかに復旧する。

### (2) II 地区

原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。公儀普請後の地域の歴史性に配慮した保存が図られるよう維持管理を行う。

#### 【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素を保存するため、樹木の適正な管理を行い、倒木など史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木し下草などが繁茂しないよう留意する。また、イノシシの侵入を防ぎ、遺構の破損防止や来場者の危険防止のための適切な見学ルートを設定する。

#### 【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損や破損した場合は、速やかに復旧する。

### (3) III 地区

原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。史跡全体の景観の保全、史跡と周辺環境との調和、本質的な価値を構成する要素の保存と来場者の安全が図られるよう維持管理を行う。また、新たな遺構等の検出のため、発掘調査等も行い、その結果によってはI・II地区への編入を検討する。

#### 【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、現状維持を基本とするが、倒木など史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木等を行う。また、破損防止や来場者の危険防止のための立入対策を行う。

#### 【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損や破損した場合は、速やかに復旧する。

### 3 現状変更等の取扱い

#### (1) 現状変更等の取扱い方針

史跡は、良好な状態のまま将来にわたって保存・継承されるべきものである。したがって、史跡の滅失、き損のおそれのある行為、史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為などの現状変更は、原則として認められない。

しかし、史跡の保存や状況把握に係る発掘調査、維持管理や保存整備に係る行為、防災や人命に関わる場合など、やむを得ず現状変更を行わなければならない状況も想定されるため、その場合の基準を示すとともに、基準に例示のない行為については、史跡の保存を前提として事案ごとの検討を行い、必要に応じて文化庁や関係機関と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

なお、史跡指定地内において現状変更などを行おうとする場合には、国の機関においては文化庁の同意（文化財保護法第168条）が、それ以外の団体などは文化庁長官の許可（文化財保護法第125条、一部許可権限委譲あり）が必要になるため、法令に基づいて適切に対応する。

#### (2) 現状変更等の取扱い基準

史跡指定地内で想定される現状変更等について、具体的な取扱い基準を次のように定める。

- ア 文化庁長官が行う現状変更等にかかる許可（49頁）
- イ 熱海市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可（50頁）
- ウ 許可を要しない行為（50～51頁）

## ア 文化庁長官が行う現状変更等にかかる許可

<b>a 史跡の保存・活用を目的とした発掘調査及びその他の調査</b>
史跡の現状や内容を把握するための発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で実施するものについては認める。
<b>b 既存の史跡管理施設の修理・改修</b>
施設の設置場所、施設の構造や色彩、施工方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮したものについては認める。
<b>c 工作物・建築物</b>
工作物の新設及び建築物の新築は、原則認めない。ただし、安全管理上又は史跡の維持管理及び公開活用のために必要なもので、遺構等に影響を及ぼさず、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認める。 防災上必要な施設は、史跡範囲外での設置が不可能な場合に限り、遺構等への影響を最小限にとどめる措置がとられ、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認める。 仮設物は、短期でかつ遺構等に影響を及ぼさない場合は認める。 電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合は認める。
<b>d 道路</b>
道路の新設及び舗装、拡幅は、原則認めない。ただし、現況の森林における施業に伴う場合、必要不可欠と判断され、遺構等に影響を及ぼさず、かつ史跡としての風致や景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は関係機関との十分な協議を経て判断する。
<b>e 地形形状変更</b>
盛土や掘削、切土等の地形形状の変更は、原則認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。
<b>f 樹木の伐採・植栽</b>
抜根を伴う樹木の伐採は原則認めないが、樹木の伐採は、樹木が遺構等に悪影響を及ぼす場合や維持管理上の必要性が高い場合は認める。森林施業に伴う伐採は、関係機関等との十分な協議を経て判断する。 植栽は、保存活用上必要で遺構等の保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。森林施業に伴う植栽については、現在の植林景観が主に戦後に形成されたものであることを考慮し、その更新が本史跡の価値を構成する要素として適切かどうかを個別に検討し、関係機関等との十分な協議を経て判断する。

## イ 熱海市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからチまでに掲げる事項は、現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令は熱海市教育委員会が判断する。

- イ. 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
- ハ. 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ. 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト. 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

## ウ 許可を要しない行為

維持の措置、又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合や保存への影響が軽微である行為の場合は許可を要しない。

### ○ 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に基づく「維持の措置」の範囲は次のとおりである。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### ○ 非常災害のために必要な応急措置

想定される具体的な事例は以下のとおりである。

- ・ 非常災害時に人命、財産を保護するための緊急的な安全対策措置
- ・ き損、又は衰亡しているときに、被害の拡大を防止するための応急措置
- ・ き損、又は衰亡したときに、被害前の原状に復すための復旧措置
- ・ 一部がき損、又は衰亡し、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置

#### ○ 保存への影響が軽微である行為

保存への影響が軽微である行為は、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をともなわない維持管理行為とする。

## 4 史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の手法

史跡指定地を取り巻く周辺環境は、史跡の成り立ちを理解する上で重要である。こうした自然及び文化的な景観を損なうことがないように、関係法令及び関連する個別計画に則って適切に取り扱うものとする。

また、史跡指定地外においても、周知の埋蔵文化財包蔵地としての石丁場遺跡が広がっていることから、指定地外において開発等の土木工事が計画された際には、事業者と十分な事前調整を行った上、試掘・確認調査等を実施し、文化財保護法第93条もしくは同第94条に基づく適切な事務処理を行うことはもちろんのこと、史跡に関わる重要遺構が発見された場合には、その保存措置について、事業者に積極的な協力を求めるものとする。

## 5 追加指定

前節における試掘・確認調査の結果、重要遺構が発見された場合、もしくは、今後の調査研究の進展により、当該史跡の本質的価値を理解する上で欠かすことのできない重要遺構が史跡指定地外において発見もしくは確認された場合において、土地所有者及び占有者と十分に協議をした上で、積極的な協力を受けることができるなど条件の揃った段階で、史跡の追加指定を検討し、関係機関との協議を推進するものとする。

## 6 公有地化

今後、史跡の保存・活用・整備を推進するにあたって、公有地化することが適当と考えられた場合、もしくは土地の譲渡等について所有者からの申し出があった場合においては、関係機関等と協議の上、随時公有地化を検討するものとする。

## 第8章 活用

### 1 方向性

石丁場跡は西相模から伊豆半島にかけての広域に約170箇所確認されている。史跡江戸城石垣石丁場跡は其中で特に規模が大きく、保存状況が良好な石丁場として、熱海市下多賀に所在する「中張窪石丁場跡」、伊東市の「宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部」と神奈川県小田原市の「早川石丁場群関白沢支群」が指定を受けた。日本史上最大の城である江戸城を構築する上で、大量に必要とした石垣用石材の産地として、その採石・加工・運搬技術やそれに伴う労働力の編成を知る上で重要であるだけでなく、江戸時代前半における諸大名の編成をはじめとする公儀普請の実態や、その背景にある社会的・政治的動向を知る上で重要であることが評価されていることである。

また、古くより地元では保存会の研究、保存活動や数多くの刻印石展示場があるなど、多賀地域で大切に守り伝えられてきた歴史がある。第四次熱海市総合計画後期基本計画の中では重点施策に江戸城石垣石丁場跡などの文化財を次世代に継承していくために多くの市民に重要性と歴史的価値の認識を高めること、熱海市教育振興基本計画には重点事業として石丁場遺跡の保存活動を通じて、地域活性化を推進させることが掲げられている。

しかし、史跡指定以前から熱海市や学術団体によって石丁場遺跡の研究・広報活動は行われ、学術的な関心は高まってきているが、一般の人々、特に次の世代に保護の担い手となる若年層への周知は十分とはいえない。また、国際観光温泉文化都市である熱海市の観光・文化資源として、適切な活用も検討しなければならない。

こうした現状や保存活用の基本方針を踏まえ、活用の方向性を次のように設定する。

- ◇史跡を核としたストーリーを作成し、地域ぐるみで活用する。
- ◇地域の歴史・文化を学習する場として史跡を活用する。
- ◇史跡の保全を前提に、地域や観光業と連携して効果的に活用する。
- ◇史跡江戸城石垣石丁場跡の所在する伊東市、小田原市、その他の石丁場遺跡が存在する市町と連携して効果的に活用する。
- ◇石材の供給先である東京都区の自治体や、他地域の採石遺跡が存在している自治体等との交流を進める。

### 2 方法

#### (1) 基本的な活用の手法

- ◇史跡に関連する文化財の調査を計画的に進め、調査成果を報告する現地説明会を状況に応じて開催し、普及啓発に努める。
- ◇刻印石展示場や多賀地域の自然と歴史的・文化的景観等の地域資源について、史跡と関連させて捉えることができるように動線を検討し、既存の文化施設や桜の散策路等の道、観光客が集まる交通拠点との接続を図るとともに適切な案内方法により徒歩や公共交

- 通機関、自家用車など多様な見学方法に対応した利便性の向上について検討していく。
- ◇保存会等の市民団体、町内会、観光協会等の地域関係団体と一体となった活用方法を検討する。
  - ◇熱海市の広報誌、公式ウェブサイトやSNS等を活用して、史跡や関連イベント開催の情報などを広く発信し、できる限りやさしい日本語表記や多言語化を図る。

## (2) 学校教育における活用の手法

### ア 小学校

- ・遠足等の校外教育活動での活用を働きかけ、児童が史跡を訪れる機会を設ける。
- ・地域に関する学習の副読本への掲載や学習資料の作成、活用を検討する。
- ・専門職員等による出前授業等を行い、小学校教育の場で史跡の情報を積極的に発信していく。

### イ 中学校

- ・歴史的分野の学習の「江戸幕府の成立と大名統制」において、より活用しやすい副読本や学習資料の作成を検討する。
- ・地理的分野の学習や理科の「大地の変化」等、歴史教育以外の場面で活用できる情報を発信していく。
- ・専門職員等による出前授業等を行い、中学校教育の場で史跡の情報を積極的に発信していく。

### ウ 高等学校

- ・高等学校の生徒が史跡江戸城石垣石丁場跡のガイド活動等を通じて、その価値や魅力を広く発信するなど、史跡・遺跡に関わっていく環境を整えることを目指す。

### エ 大学生・研究者

- ・史跡の調査研究を推進し、価値や魅力を深めるため、調査研究活動を可能な限り支援していく。

## (3) 社会教育における活用の手法

- ◇史跡・遺跡に関する最新の調査研究成果を積極的に発信するため、市民向けの多様な学習講座や研究者向けのシンポジウムの開催などの事業を実施し、史跡や地域の歴史文化に対する理解の促進を図る。
- ◇史跡や地域の文化財を守り育てるために、ボランティアガイドや遺跡管理の補助活動を行う人材を育成し、市民協働による史跡の活用を進める。

#### (4) 地域における活用（地域おこし・観光）の手法

- ◇地域住民の参画による史跡や地域の歴史文化の調査活動、見学会等により市民が自ら地域の魅力を発見できるような活用を検討する。
- ◇史跡を核とし、既存のコミュニティ施設、文化施設、教育施設を連携させた地域の魅力向上に資するような活用を図る。
- ◇JR伊豆多賀駅・網代駅、多賀観光協会、網代温泉観光協会等の交通拠点や宿泊施設等で観光客を誘致できる情報発信の方法を検討する。
- ◇日本史上最大の城である江戸城、18世紀には世界最大都市になったといわれる江戸の市街地は、伊豆地域の石材が基礎となって形成されたことをアピールし、活用することを検討する。
- ◇国際観光温泉文化都市である熱海市内の史跡として外国人観光客を意識した公開・活用を進める。

#### (5) 広域連携による活用の手法

- ◇伊豆半島から西相模の自然と歴史・文化を反映した地域全体の文化資産の情報発信の拠点として位置付け、静岡県、神奈川県や伊東市、小田原市、その他の石丁場遺跡の所在する市町との連携・協働による保存活用を図る。
- ◇史跡の保存を前提として「富士箱根伊豆交流圏づくり（SKY）」や「美しい伊豆創造センター（美伊豆）」、「伊豆半島ジオパーク」、「箱根ジオパーク」等の組織との適切な協力・連携を図る。
- ◇大学や博物館等の研究機関、歴史研究団体と連携・協力して調査研究の進展と史跡の保存活用を図る。
- ◇石材の供給先である東京都区の自治体や他地域の採石遺跡が存在している自治体等と情報の共有、シンポジウムの開催等の連携・協働を図る。



図 8-1 学校教育との連携による  
総合学習の実施



図 8-2 史跡を題材とした講演会等の開催

**日本の歴史文化遺産を歩く！**

**江戸築城の謎**

**伊豆歴史ミステリー**

**ハイキング**

～江戸城石丁場遺跡を歩く(綱代→宇佐美)～

■日 時 11月22日(日) 8:30～15:30  
 ■場 所 江戸城石丁場遺跡(熱海市綱代地区及び伊東市宇佐美地区)  
 ■集 合 JR綱代駅 8:30 \*雨天中止。前日大雨の場合は中止します。  
 ■発 着 JR宇佐美駅 15:30 \*時刻が多少前後する場合があります。  
 ■参加費 500円(保険、資料代等) \*当日ご持参下さい。  
 ■コース (健康向き) 上り及び下り(最高高き90252m)、山道及び舗装道路  
 ■持ち物 お弁当(各自でご用意下さい)、水筒、ハイキングのできる履装  
 ■申込み 下記ネットワーク事務局へお申し込み下さい。(電話、FAX、eメール)  
 ■人 数 50名程度 \*人数により次第締め切りとさせていただきます。




主催 亘州江戸城石丁場遺跡保存・活用ネットワーク  
〒411-0001 熱海市綱代 2-1-1 伊豆歴史博物館(伊豆市) 伊豆歴史文化遺産センター  
 1266 熱海 事務局 森 野 伊豆市宇佐美 402-1 7, 7th 075-48-9714 e-mail: idu@network.jp

**日本の歴史文化遺産を語る！**

**亘州江戸城石丁場遺跡**

**巡回写真展**

今に残る四百年の歴史文化遺産

伊豆の石で江戸城をつくる

主催 亘州江戸城石丁場遺跡保存・活用ネットワーク  
〒411-0001 熱海市綱代 2-1-1 伊豆歴史博物館(伊豆市) 伊豆歴史文化遺産センター  
 〒411-0001 熱海市綱代 2-1-1 伊豆歴史博物館(伊豆市) 伊豆歴史文化遺産センター

開催地区	開催期間	場 所	曜日
東伊豆市	11/21(土)～11/22(日)	東伊豆歴史館	9:00～17:00
伊豆市	11/19(日)～11/24(金)	宇佐美公民センター エントランスホール	9:00～17:00
熱海市	11/21(土)～11/22(日)	下志賀公民館内	17:00～19:00
伊東市	11/14(土)～11/23(日)	伊豆ショッピングプラザ デ・オ センターコート	11:00～19:00

図 8-3 地元団体と連携した新たな活用イベントの実施

## 第9章 整備

### 1 方向性

中張窪石丁場跡は、採石に伴うと考えられるクレーター状のくぼみや矢穴石、刻印石により、採石から石垣用石材への加工工程を推定することができる所もあり、採石を行った大名の名前や年号が刻まれた刻印群により公儀普請であることを実感できる史跡である。これらが本質的価値であることから、当面はこの景観の保全を優先させる必要がある。一方で、ある程度の石丁場に関する知識がないと採石から石垣用石材への加工の状況をイメージすることは難しいため、具体像をわかりやすく提示し、保存管理のⅠ～Ⅲ地区区分を踏まえて適切な整備を行う必要がある。

このような状況の中で、史跡の保存活用を図るため、見学路を設定して立入りを制限するなど、遺跡の保存と安全な見学に適した整備を行う必要がある。また、適切な一般公開等の活用を速やかに進めるため、本格的な整備の前段階において遺構の保存と安全確保を前提に暫定的な整備を行うとともに、本格的な整備も含めた全体的な整備計画についても、短期的、中・長期的に区分した事業内容を検討する必要がある。

こうした現状を踏まえ、整備の基本的な方向性を次のように設定する。

- ◇整備の前提となる情報収集のための発掘等の調査を計画的に進める。
- ◇適切な見学路・案内板等の設置を早期に進める。
- ◇史跡を保存するために最適な植生管理を行う。
- ◇史跡と見学者双方の安全対策を進める。
- ◇整備は、短期的、中・長期的に取り組むべきものに分け、計画的に行う。
- ◇活用の拠点となる施設整備を検討する。
- ◇整備にあたっては、周辺の美化対策や貴重な草木や地域が大切にしている樹木や野草等の自然環境の保全に配慮する。

### 2 方法

整備の方法について、保存のための整備と活用のための整備に区分して示す。

#### (1) 保存のための整備

- ◇指定地内は、原則として現況面に盛土を行わず、適切な清掃、下草等の維持管理を基本とする。
- ◇通常の見学者が無闇に遺構等に立入ることによる史跡の破損や危険を防ぐために適切な見学路を設ける。
- ◇倒木や樹根による石材の移動、破損が確認、予想される箇所は、伐木や樹根の除去等の処置を検討する。
- ◇崩落危険箇所等の点検を行い、必要に応じて復旧、防止措置を検討する。

- ◇雨水処理は浸透を基本とするが、必要な場合は盛土や浸透促進施設、排水施設を検討する。
- ◇文化財保護法第115条に基づき、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標等を設置する。
- ◇Ⅰ地区は本質的な価値の保存を優先し、Ⅱ地区は本質的な価値の保存とその後の歴史的背景に配慮した適切な整備、Ⅲ地区は保存と必要な調査を行うなど、地区の特徴に応じた整備を行っていく。

## (2) 活用のための整備

- ◇採掘坑遺構、矢穴石、刻印石等の本質的価値を構成する要素がわかるように維持管理し、現況を見せる場とする。
- ◇発掘調査等で確認された資料は、専門的知見に基づきその保存や展示、表示方法を検討する。
- ◇史跡指定地の説明板の内容については、歴史的経過とともに、史跡の重要性、採石から搬出までの往時の様子が分かりやすく理解できるように留意する。
- ◇園路整備は、パンフレット類の配架や見学ルートへの誘導標識の設置など簡易な設備から行い、木片チップを利用した周遊路(図9-1)や急斜面における階段など、状況に応じて本格的な整備を行っていく。
- ◇史跡の近接地にガイダンス施設等の整備を検討する。史跡江戸城石垣石丁場跡の歴史的背景、価値、往時の姿等の詳細な情報をわかりやすく見学者に説明するとともに多賀地域の石に関する文化や文化財等についても総合的に学習できる場として活用できるガイダンス機能を目指す。



図 9-1 木片チップ利用した史跡周遊路の舗装事例  
(長野県長野市 史跡大室古墳群)

- ◇史跡の保存を前提に見学動線を踏まえ、効果的な駐車場や、休憩所、トイレ等の便益施設、倉庫等の管理施設の設置を検討するとともに、自然環境の保全、美観の維持に努める。
- ◇刻印石展示場やコミュニティ施設、文化施設、教育施設、観光客が集まる交通拠点に、史跡や地域に伝わる石に関する文化や文化財等を理解して、見学へ誘うような情報の掲示方法を検討する(図9-2)。



図 9-2 デジタルコンテンツによる活用事例  
(岐阜県大垣市 史跡昼飯大塚古墳)

- ◇整備する施設等では、できる限りやさしい日本語表記や多言語表記を使用するなど、ユニバーサルデザインに配慮する。

## 第10章 運営・体制の整備

### 1 方向性

史跡江戸城石垣石丁場跡の今後の適切な保存活用に資するため、運営・体制の整備を推進し、その充実を図る必要がある。

保存活用は幅広い内容となるため、地域振興、都市政策、観光、農林、土木などの関係各課との連携を図ることが必要である。さらに、地権者や市民との協議は不可欠であり、十分な市民の理解が必要となる。また、調査・整備委員会や専門的研究機関などの指導・助言を得ながら適切な保存活用を図る必要がある。

こうした課題を踏まえ、熱海市は史跡の管理団体及び埋蔵文化財等の文化財保護を担う地方公共団体として、国や県、同じ史跡を管理する自治体の協力を得ながら、必要な行政事務を適切に行うものとし、運営・体制整備の方向性を次のように設定する。

- 1 保存活用は、熱海市の文化財保護担当課が所管し、庁内体制の充実を図る。
- 2 運営については協議・検討する場を設け、関係機関や市民との連携を図る。
- 3 将来的には市民と行政との協働による管理運営・体制の整備を目指す。
- 4 専門職員を確保、育成するなど体制の充実を図る。

### 2 方法

ここでは、運営・体制の整備の方法について整理する。

◇文化財保護担当課において事務を所管するとともに、保存活用の重要性の相互理解と課題等の共有化を図り、取組を円滑に推進するため、庁内の連絡協議を行う場を設定する。

◇市は、史跡の管理団体として、今後の適切な調査や保存活用に係る事業を見据えて、専門職員を確保、育成するなど体制の充実を図る。

◇専門的機関として、調査、保存活用、運営体制の整備及び計画の進捗状況等に対する指導・助言を行う委員会等を組織する。

◇保存活用全般について、引き続き国・県、同じ史跡を管理する自治体と密接に連携する。

◇保存会をはじめ地域活動を行う団体との連携を図る。

◇史跡の清掃等の日常的な管理、見学者への解説等、保存会や地域住民、観光関係者等との協働による保存活用の体制を整備し、公開の窓口となるガイドクラブや史跡の包括的な管理運営組織の構築に向けた検討を進める。

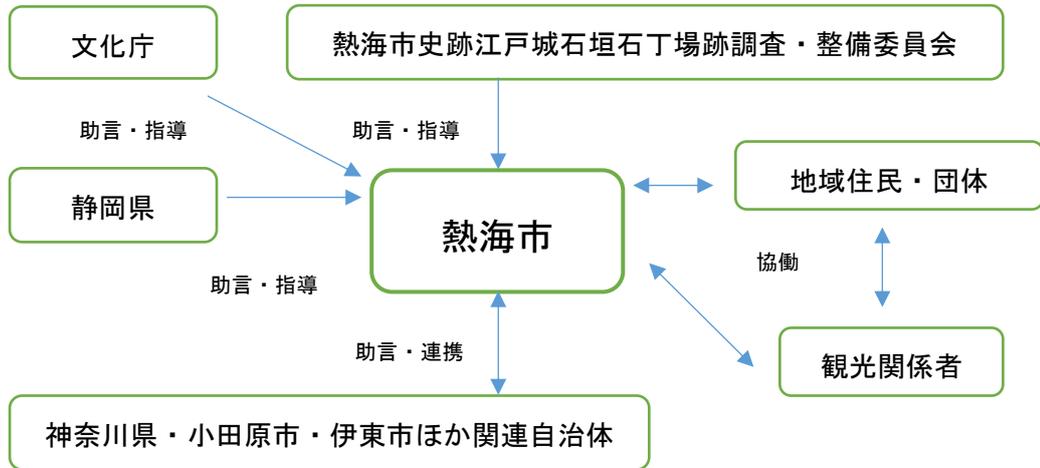


図 10-1 運営・体制のイメージ

■組織 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

□代表 (宇佐美江戸城石丁場遺跡保存会会長)	森野光晴
□副代表 (中塚彦石丁場遺跡を保存する会会長)	大石利雄
□副代表 (福取江戸城石丁場遺跡保存会会長)	岡田善十郎
□事務局長 (宇佐美江戸城石丁場遺跡保存会事務局)	森 寛

### 豆州 江戸城石丁場遺跡 保存・活用ネットワーク

～江戸城石丁場遺跡とは～

今から 400 年も前のことです。徳川家康は征夷大將軍に任ぜられ、「江戸」に幕府を開きます。それより少し前から「江戸城」は徳川氏の居城となりますが、幕府を興くに当たり、「江戸城」を政治の中心とすべく、家康は諸国の大名に命じ、江戸城の大修復を行わせました。江戸城の大修復は、家康、秀忠、家光の三代約 30 年間にわたって行われますが、この時、石垣に使う大量の石を伊豆半島から切り出しました。切り出された石は、船で相模湾をとおって江戸まで運ばれました。

その大量の石を切り出した現場を「石丁場(石切丁場)」と言いますが、400 年の時を経た今でも伊豆半島の熱海市、伊東市、東伊豆町などいくつかの場所に現存しています。これらは、「江戸城石丁場遺跡」と呼ばれ、広大な遺跡の中には、大名の名前や年号を刻んだ大石、いくつかの印を刻んだ刺印石、石を削った跡を残した矢穴石、石を運び出した石びき道などが 400 年前の姿そのまま、今もひっそりと残されています。

この「江戸城石丁場遺跡」は、幕府が大名を支配する政治的な仕組みや、大量の石を切り出し、江戸まで運ぶ巨大で高度な生産、物流システムを解明する上で、極めて重要な遺跡ということが出来ます。「江戸城石丁場遺跡」は、日本の貴重な歴史文化遺産として認識されるべき遺跡です。

図 10-2 民間を主体とした横断的な取組み

## 第11章 施策の実施計画

史跡江戸城石垣石丁場跡は中張窪石丁場跡のほかに伊東市の宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部と小田原市の早川石丁場群関白沢支群が指定されている。石丁場遺跡はこのほかに熱海市内でも30箇所、伊豆半島地域全体で約170箇所確認され、調査の進展等によって遺跡の箇所、面積が増え、史跡の追加指定を検討することも考えられる。

しかし、全体的な整備には多くの費用と時間が必要であり、保存・活用の優先順位をつけて実施していく。

整備については本計画において基本的な方向性を示したが、具体的な整備内容や実施スケジュール等については、本計画に基づいて策定される史跡整備計画や個別の実施計画において詳細に検討することになる。また、整備は短期的、中・長期的な取組が必要であるため、おおよその実施期間と手順を示し、着実な実施に努めることとする。

なお、今後の計画の実現にあたっては、進捗状況等の経過観察と点検を適宜行い、保存活用が確実に図られるよう必要に応じて計画の見直しと改善を行っていく。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参考事項	2020 東京オリパ ック パブリック	2021 第五次熱海市 総合計画 (前期)	2022	2023	2024	2025	2026 第五次熱海市 総合計画 (後期)	2027 市制施行 90年	2028	2029 江戸城内郭 普請400年
方向性	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>短期的整備</b></p> <p>本格的な整備の前に、簡易整備 史跡と関連する情報、既存設備を整理 地域一体となった保存活用体制の検討</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>中・長期的整備</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>史跡見学の拠点整備、本格的な見学路整備 史跡の魅力向上、周辺環境と一体的な整備 保存活用組織の構築</p> </div> </div>									
計画	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">整備基本計画策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実施設計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施工</div> </div>									
調査	継続的な発掘調査、文献、民俗資料など関連資料の調査									
保存・管理	<p>I～III地区区分に従った保存管理の実施、周辺環境の保全</p> <p>適正な現状変更の取り扱い</p> <p>公有地化の検討 → 必要な土地の公有地化</p> <p>指定地域外に重要な遺構が確認された場合は追加指定を目指す</p>									
活用	学習機会の充実、石丁場遺跡研究の拠点化、地域の新しい価値の創出、広域連携事業									
整備	史跡内	小規模間伐・下草除去 簡易的な解説・案内板の設置 簡易的な見学路の設定		植生管理方法の検討 解説・案内板の検討 見学路の検討		適正な植生管理の実施 解説・案内板の設置 見学路の整備				
	史跡外	史跡への誘導看板や案内看板の設置 周辺地域を構成する要素での表示情報の見直し 臨時駐車場の確保		ガイダンス施設・管理施設の検討 周辺地域を構成する要素からの動線検討 駐車場等便益施設の検討		ガイダンス施設・管理施設の整備 周辺地域を構成する要素からの動線整備 駐車場等便益施設の整備				
運営・体制	庁内体制の充実、専門職員の育成・確保、専門的機関・関係自治体・地域住民・関係団体等との連携									

図 11-1 施策の実施計画フロー

## 第12章 経過観察

### 1 方針

史跡の確実な保存と充実した活用は、将来に向けて持続的に取り組むべきものである。そのため、保存活用計画の進捗度把握や、史跡の置かれている状況の変化等を定期的に点検し、その後の保存管理の円滑な実施や方法等の改善に活かす必要がある。

この作業は熱海市の文化財保護の主管課が主体となって実施し、国や県、同じ史跡を管理する自治体の協力を得ながら専門的機関に意見を求め、より適切で確実な保存活用に活かしていく。

### 2 方法

経過観察の方法としてP D C Aサイクルを導入し、継続的な改善及び改善点を反映させていく。評価（C）の内容は、①重点課題の進捗状況の点検及び見直し、②保存・活用・整備の実施項目と方法の点検及び見直し、③方法の妥当性の点検とし、改善（A）の指標とする。

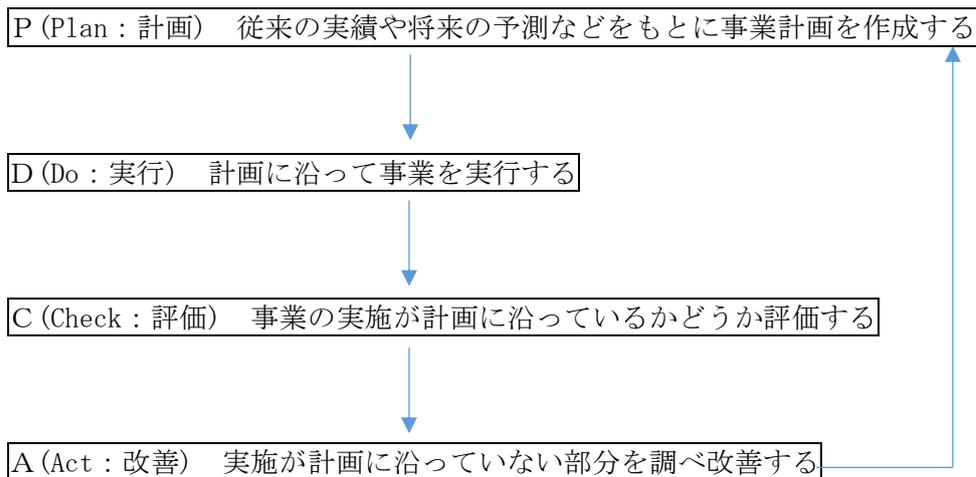


図 12-1 経過観察の方法

表12-1 経過観察項目一覧

区分	項目	観察時期	観察主体	観察手法
保存管理	史跡及び周辺における調査の進展	年度末集約	事務局	調査・整備委員会への実績報告
	樹木管理は適切に行われていたか	年2回		
	現状変更の取扱い基準の適切な運用	年度末集約		
	必要に応じて追加指定に向けた検討	年度末集約		
	適切に公有化に向けた取組	年度末集約		
活用	調査成果の報告会の開催	年度末集約	事務局	調査・整備委員会への実績報告並びに参加者数とアンケート等の公開
	イベント等の効果の検証			
	史跡への動線、案内方法は適切か			
	史跡の情報発信は適切か	年2回	事務局及び連携すべき関係機関	
	学校教育に関する活用状況	年度末集約		
	関係団体との連携			
整備	発掘等調査成果に基づいた整備	年度末集約	事務局 調査・整備委員会	調査・整備委員会による整備実績の評価、検証
	採石遺跡としての景観を保全			
	見学路、案内板、標識等の適切な設置			
	史跡と見学者への安全対策			
	保存・活用のため適正な植生			
	管理施設、ガイダンス施設や便益施設の整備			
	周辺環境と連携した整備			
	やさしい日本語、多言語対応やユニバーサルデザインへの配慮			
運営・体制の整備	所管する部署の体制は十分か	年度末集約	事務局 管理運営組織 庁内関係会議	管理運営組織による活動実績の自発的評価、公表 調査・整備委員会への実績報告
	専門職員の育成・確保がなされているか			
	庁内での連絡協議が図られているか			
	専門的機関からの指導・助言を受け入れているか			
	国や関連自治体と連絡協議は十分か			
	保存会や地域住民、観光関係者との連携が図られているか			
	市民協働による運営体制が進められているか			

## 大綱と5つのねらい

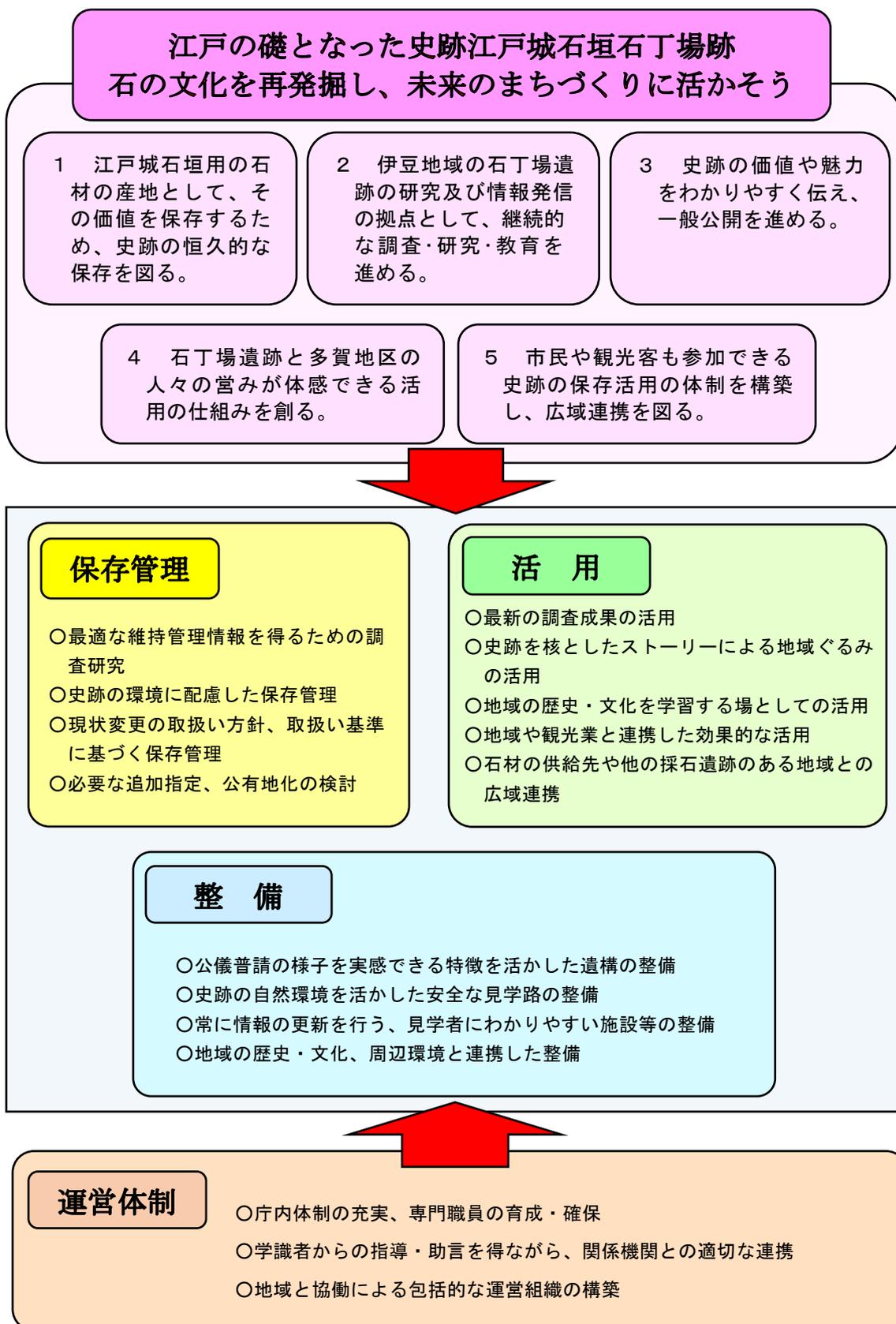


図 12-2 大綱と5つのねらい

## 参 考 資 料

○熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会設置要綱	66
○文化財保護法（抄）	66
○文化財保護法施行令（抄）	73
○特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）	74
○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抄）	75
○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）	76
○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄）	78
○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抄）	78
○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	79
○熱海市文化財保護条例（抄）	81
○森林法（抄）	83
○農業振興地域の整備に関する法律（抄）	84
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抄）	85
○都市計画法（抄）	87
○熱海市風致地区条例（抄）	89
○熱海市風致地区条例施行規則（抄）	95

## ○熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会 設置要綱

平成30年5月29日教育委員会告示第10号

(設置)

第1条 江戸城石垣石丁場跡の史跡、埋蔵文化財等について調査、研究及び助言を行うため、熱海市史跡江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、江戸城石垣石丁場跡の史跡、埋蔵文化財等の調査、研究、整備等に関する事項について、文化財保護の見地から助言を行うことを所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから熱海市教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 熱海市文化財保護審議会（熱海市文化財保護条例（昭和52年熱海市条例第39号）第4条第1項の規定により設置された熱海市文化財保護審議会をいう。）の委員

(3) 前2号に掲げる者のほか、熱海市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化財保護担当課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、熱海市教育委員会が招集し、委員長が選出されるまで教育長がその議長となる。

## ○文化財保護法（抄）

昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号

最終改正：平成三十年六月八日法律第四十二号

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺

跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百二十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画

の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

### 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- (所有権等の尊重及び他の公益との調整)
- 第一百一十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記

念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

- 第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三百三十三条の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその

- 他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
  - 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
  - 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
  - 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
- 第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
  - 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
  - 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。
- 第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
- （所有者による管理及び復旧）
- 第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七

条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置

又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者

には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をし

ようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は

管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

### 第十一章 文化審議会への諮問

第二百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
  - 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
  - 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
  - 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
  - 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
  - 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
  - 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消(第三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
  - 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
  - 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
  - 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
  - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
  - 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
  - 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは

- 禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 十八 第百八十四条第一項の政令(同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。)の制定又は改廃の立案

## 第十二章 補則

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十條第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二條第三項で準用す

る場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第二百一十條、第二百二十九條第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第二百五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十條(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

- 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五條第五項

- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第一百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第一百三十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。  
(書類等の経由)
- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合に

- あつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。  
(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)
- 第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。  
(事務の区分)
- 第百九十二条 第一百十条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百十条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第九十九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## ○文化財保護法施行令(抄)

昭和五十年九月九日政令第二百六十七号

最終改正：平成三十一年三月三十日政令第二百二十九号

- (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)
- 第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県のちじ。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は學術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第一百二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項(法第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
- 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定

- による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十一条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又

- は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、

当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取又 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

- ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの）にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定にかかる地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

### ○特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物 指定基準（抄）

昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号  
最終改正：平成八年十月二十八日文部省告示第百八十五号

#### 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

#### 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

#### 名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

#### 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物  
左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 氷雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が高いもの

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抄)

昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号  
最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。 )又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。  
(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十五条第二項(法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。  
(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

### ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号  
最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び

第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。)の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
  - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
  - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴二 出土品の処置に関する希望  
(許可申請書の添付書類等)
- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。  
(終了の報告)
- 第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。  
(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。  
(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。  
(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号、次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。  
(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二幸各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二幸各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理

## ○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄）

昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号

最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二十号及び第百七十二号第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県または指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝

又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

## ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抄）

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百七十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
  - 八 復旧を必要とする理由
  - 九 復旧の内容及び方法
  - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
  - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
  - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
  - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書  
(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)
- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。  
(終了の報告)
- 第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、そ

の結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七号第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七号第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八号第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九号第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## ○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成十二年四月二十八日 文部大臣 裁定

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

### I 共通事項

現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に

対して著しい影響を与えるおそれがある場合

都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八十条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
  - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、

道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

### 七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市

の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の高さ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二百八十五号)第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

## ○熱海市文化財保護条例(抄)

昭和52年12月27日条例第39号

熱海市文化財保護条例(昭和43年熱海市条例第8号)の全部を改正する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、熱海市内に存するもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物

(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。))で、市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 熱海市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(文化財保護審議会)

第4条 第1条の目的を達成するため、教育委員会に熱海市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらに関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は5名以内とし、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

### 第2章 熱海市指定有形文化財

(指定)

第5条 教育委員会は、市内に所在する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを熱海市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による指定をするときは、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による公示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 教育委員会は、市指定有形文化財がその価値を失つた場合その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財が国指定又は県指定の有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 前項の場合、教育委員会は、その旨を公示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による解除の通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第7条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 所有者等は、特別な理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、当該管理責任者と連記のうえ、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更)

第8条 所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第11条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理又

は修理に関して必要と認める場合、当該所有者等に対して予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 教育委員会は、前項の補助金を交付するときは、必要な条件を付することができる。  
(管理又は修理に関する指示)

第12条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し又は盗みとられるおそれがあると認めるときは、所有者等又は管理責任者に対し管理方法の改善、保存施設の設置及びその管理に関し必要な措置を指示することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対して適切な措置を執るよう指示することができる。
- 3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のため要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第11条第2項の規定を準用する。  
(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合はこの限りでない。

(修理の届出)

第14条 所有者等は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届け出に係る市指定有形文化財の修理に関し指導と助言をすることができる。  
(公開)

第15条 教育委員会は、所有者等及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

- 4 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

- 5 第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、第4項の規定を準用する。  
(調査)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報

告を求め、又は調査することができる。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者等が変更したとき新所有者等は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の指示その他の処分による旧所有者

等の権利義務を承継する。

2 前項の場合旧所有者等は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引渡しなければならない。

## ○森林法(抄)

昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号  
最終改正：平成三十年六月一日法律第三十五号

### 第二章 森林計画等

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

- 2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 その対象とする森林の区域
  - 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
  - 四 造林面積その他造林に関する事項
  - 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
  - 六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
  - 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
  - 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
  - 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
  - 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
  - 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
  - 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

#### 第二章の二 営林の助長及び監督等

##### 第一節 市町村等による森林の整備の推進

(市町村森林整備計画)

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続き次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

- 2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
  - 二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
  - 三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
  - 四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 五 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
  - 六 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 七 森林施業の共同化の促進に関する事項
  - 八 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 九 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項
  - 十 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 3 市町村森林整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - 一 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 二 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 三 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
  - 四 その他森林の整備のために必要な事項
- 4 市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。
- 5 第四条第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

- 6 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 7 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。
- 8 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、必要に応じ、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。
- 9 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとする

ときは、第七項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しななければならない。

- 10 市町村は、市町村森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、第七項の規定により読み替えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しななければならない。

## ○農業振興地域の整備に関する法律（抄）

昭和四十四年七月一日法律第五十八号

最終改正：令和元年五月二十四日法律第十二号

### 第四章 農業振興地域整備計画

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
  - 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
    - 二の二 農用地等の保全に関する事項
  - 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項
  - 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
    - 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
  - 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの
  - 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
- 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備

計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（都道府県の定める農業振興地域整備計画）

### 第五章 土地利用に関する措置

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
- 二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
- 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
- 四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
- 五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為
- 六 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めると

ころによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る土地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供するために行う行為

七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

八 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの

十 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

十一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

十二 農用地区域が定められ、又は拡張された既に着手していた行為

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3 市町村長(指定市町村の長を除く。)は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地

を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。)が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

## ○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抄)

平成十九年十二月二十一日法律第三百三十四号

最終改正：平成二十八年十二月二日法律第九十七号

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることに鑑み、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成並びにこれに基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置その他の特別の措置について定めることにより、鳥獣

による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類(ほ)に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(地方公共団体の役割)

第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに

- 基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- （基本指針）
- 第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
  - 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項
- 3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （被害防止計画）
- 第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
  - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類
  - 三 被害防止計画の期間
  - 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項
  - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
  - 六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
  - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。）に関する事項
  - 八 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
  - 九 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - 十 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。
- 4 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。
- 5 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。））が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 6 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 7 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 8 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第六項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
- 9 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第六項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第八項中「同項後段」とあるのは「第十項において読み替えて準用する第六項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

11 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

12 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

## ○都市計画法（抄）

昭和四十三年六月十五日法律第百号

最終改正：平成三十年四月二十五日法律第二十二号

### 第一章 総則

（都市計画区域）

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定することができる。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）による都市開発区域、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）による都市開発区域、中部圏開発整備法（昭和三十九年法律第二百二号）による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

（準都市計画区域）

第五条の二 都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、そのまま土地利用を整理し、

又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、準都市計画区域として指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定により準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 準都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行う。

4 前三項の規定は、準都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

5 準都市計画区域の全部又は一部について都市計画区域が指定されたときは、当該準都市計画区域は、前項の規定にかかわらず、廃止され、又は当該都市計画区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

（都市計画に関する基礎調査）

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2 都道府県は、準都市計画区域について、必要があると認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 都道府県は、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業

- 地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)
- 二 特別用途地区
- 二の二 特定用途制限地域
- 二の三 特例容積率適用地区
- 二の四 高層住居誘導地区
- 三 高度地区又は高度利用地区
- 四 特定街区
- 四の二 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域又は同法第九十条第一項の規定による特定用途誘導地区
- 五 防火地域又は準防火地域
- 五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区
- 六 景観法(平成十六年法律第十号)第六十一条第一項の規定による景観地区
- 七 風致地区
- 八 駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第三条第一項の規定による駐車場整備地区
- 九 臨港地区
- 十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区
- 十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区
- 十二 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域
- 十三 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)第四条第一項の規定による流通業務地区
- 十四 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区
- 十五 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第四百三十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区
- 十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区
- 2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号(高度地区に係る部分に限る。)、第六号、第七号、第十二号(都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。 )又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。
- 3 地域地区については、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 地域地区の種類(特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類)、位置及び区域
- 二 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項
- イ **用途地域** 建築基準法第五十二条第一項第一号から第四号までに規定する建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)並びに同法第五十三条の二第一項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度(建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。)
- ロ **第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域** 建築基準法第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度(低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。 )及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度
- ハ **第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域** 建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率
- ニ **特定用途制限地域** 制限すべき特定の建築物等の用途の概要
- ホ **特例容積率適用地区** 建築物の高さの最高限度(当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。)
- ヘ **高層住居誘導地区** 建築基準法第五十二条第一項第五号に規定する建築物の容積率、建築物の建蔽率の最高限度(当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。 )及び建築物の敷地面積の最低限度(当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。)
- ト **高度地区** 建築物の高さの最高限度又は最低限度(準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。)
- チ **高度利用地区** 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限(壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路(都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。 )に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十九項において同じ。)
- リ **特定街区** 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限
- 三 面積その他の政令で定める事項
- 4 都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

- 第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 8 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 11 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 12 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。
- 14 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とする。
- 15 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。
- 16 特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び

規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区とする。

- 17 高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの地域に関する都市計画において建築基準法第五十二条第一項第二号に規定する建築物の容積率が十分の四十又は十分の五十と定められたものの内において、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。
- 18 高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
- 19 高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区とする。
- 20 特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。
- 21 防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域とする。
- 22 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。
- 23 臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区とする。

第十条 地域地区内における建築物その他の工作物に関する制限については、この法律に特に定めるもののほか、別に法律で定める。

### 第三章 都市計画制限等

#### 第三節 風致地区内における建築等の規制

（建築等の規制）

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができ

- 2 第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

## ○熱海市風致地区条例（抄）

平成27年3月13日条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採

その他の行為の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可を要する行為）

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は工

- 作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新設、改修、増設若しくは移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。
- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国若しくは地方公共団体又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築であって、次のいずれにも該当するもの
- ア 新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- イ 新築、改築又は増築後の建築物の高さ及び建蔽率が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとにそれぞれ同表の高さ及び建蔽率の欄に掲げる数値以下であるもの
- ウ 新築、改築又は増築後の道路及び隣地からの後退距離が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとにそれぞれ同表の道路からの後退距離及び隣地からの後退距離の欄に掲げる数値以上であるもの
- (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物の新設、改修、増設又は移転
- ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新設、改修、増設又は移転
- イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修、増設又は移転
- ウ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台の新設、改修、増設又は移転
- エ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物の新設、改修、増設又は移転であって、当該新設、改修、増設又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- エ 仮植した木竹の伐採
- オ この項各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号の宅地の造成等と同程度のもの
- (10) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (11) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新設、改修、増設又は移転
- (ウ) 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
- (エ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
- (オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が（ウ）の宅地の造成等と同程度のもの
- (カ) 建築物等の色彩の変更で第10号に該当しないもの
- (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの
- ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下単に「認定電気通信事業」という。）又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務（以下「有線ラジオ放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新設（有線ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改修、増設又は移転
- エ 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

(オ) 水面の埋立て又は干拓

3 国、静岡県若しくは市の機関又は規則で定める公共的団体（以下この項において「国の機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改修、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改修を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改修（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及

び干拓を除く。）

- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (17) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業（特定規模電気事業を除く。）の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（同法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、液

化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為

- (29) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為
- (32) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (33) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (34) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為  
(風致地区の種別)

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区及び第2種風致地区とする。

2 前項の地区の種別及びその区域は、熱海市都市計画審議会条例(平成12年熱海市条例第8号)第1条に規定する熱海市都市計画審議会の意見を聴いて、市長が指定する。

(告示)

第5条 市長は、風致地区の種別及びその区域を定めるときは、その旨を告示しなければならない。

(許可の基準)

第6条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1) 建築物の新築又は工作物の新設

ア 仮設の建築物等

- (ア) 仮設の建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 仮設の建築物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (ウ) 仮設の工作物の規模及び形態が、新設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等

- (ア) 地下に設ける建築物の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (イ) 地下に設ける工作物の位置及び規模が、新設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

- (ア) その他の建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表高さの欄に掲げる限度を超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

- (イ) その他の建築物の建蔽率が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表建蔽率の欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

- (ウ) その他の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表道路からの後退距離の欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表隣地からの後退距離の欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

- (エ) その他の建築物が接する地盤面の高低差が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表建築物の接する高低差の欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

- (オ) その他の建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- (カ) その他の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

- (キ) その他の建築物の敷地が、造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。

(2) 建築物の改築又は工作物の改修

ア 改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

イ 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 改修後の工作物の規模、形態及び意匠が、改修の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物の増築又は工作物の増設

ア 仮設の建築物等

- (ア) 仮設の建築物の増築又は仮設の工作物の増設部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 増築後の建築物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (ウ) 増設後の工作物の規模及び形態が、増設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等

- (ア) 増築後の地下に設ける建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (イ) 増設後の地下に設ける工作物の位置及び規模が、増設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

- (ア) その他の建築物の増築部分の建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表高さの欄に掲げる限度を超えないこと。この場合において、第1号ウ(ア)ただし書の規定を準用する。
- (イ) 増築後のその他の建築物の建蔽率が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表建蔽率の欄に掲げる限度以下であること。この場合において、第1号ウ(イ)ただし書の規定を準用する。
- (ウ) その他の建築物の増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表道路からの後退距離の欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表隣地からの後退距離の欄に掲げる限度以上であること。この場合において、第1号ウ(ウ)ただし書の規定を準用する。
- (エ) 増築後のその他の建築物が接する地盤面の高低差が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表建築物の接する高低差の欄に掲げる限度以下であること。この場合において、第1号ウ(エ)ただし書の規定を準用する。
- (オ) 増築後のその他の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (カ) 増設後のその他の工作物の規模、形態及び意匠が、増設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 建築物等の移転

- ア 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表道路からの後退距離

の欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表隣地からの後退距離の欄に掲げる限度以上であること。この場合において、第1号ウ(ウ)ただし書の規定を準用する。

- イ 移転後の建築物等の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
  - ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表地区の欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表緑地率の欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
  - イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
  - ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。
    - (ア) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土
    - (イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、都市の風致の維持上特に重要であるものとして市長があらかじめ指定したものの伐採
  - エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (6) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。
  - ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採
  - イ 森林の択伐
  - ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(前号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
  - エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採
- (7) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘り(必要な埋め戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 建築物等の色彩の変更については、変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。
- (9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。
  - ア 適切な植栽を行うものであること等により

行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(許可事項の変更)

第7条 第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、変更しようとする行為が第2条第2項各号に該当するとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する許可について準用する。

(標識の掲出)

第8条 第2条第1項又は前条第1項の許可を受けた者(許可に係る行為を行う権原を取得した者を含む。以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る行為を行う期間中、当該行為を行う場所の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

(行為の承継)

第9条 許可を受けた者から、当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(行為の完了又は中止の届出等)

第10条 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出るとともに、当該許可に係る行為地を原状に回復する等風致の維持に必要な措置を講ずるものとする。

(住所等の変更の届出)

第11条 許可を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出)

第12条 市長は、許可を受けた者、当該許可に係る行為の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)又は当該行為に係る土地若しくは物件の所有者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該行為の実施の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第13条 市長又はその命じた者若しくは委任した者

は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている行為の実施の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第14条 市長は、風致を維持するために必要があると認めるときは、許可を受けた者又は当該許可に係る行為の請負人に対し、この条例の施行に必要な限度において、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、風致を維持するために必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物の改築、移転若しくは除却、工作物の改修、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置を講ずることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(公表)

第16条 市長は、第14条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告又は命令に従わないときは、その旨及びその勧告又は命令の内容を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第15条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第7条第1項の規定に違反して、第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条第2項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第20条 第13条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

別表(第2条、第6条関係)

地区	高さ	建蔽率	道路からの後退距離	隣地からの後退距離	建築物の接する高低差	緑地率
第1種風致地区	8メートル	10分の2	3メートル	1.5メートル	6メートル	10分の5
第2種風致地区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	9メートル	10分の3

○熱海市風致地区条例施行規則(抄)

平成27年3月27日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市風致地区条例(平成27年熱海市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた関係図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 次のアからカまでに掲げる行為の種類に応じ、当該アからカまでに定める様式による施行方法書

ア 条例第2条第1項第1号及び第6号の行為 様式第2号又は様式第3号

イ 条例第2条第1項第2号の行為 様式第4号

ウ 条例第2条第1項第3号の行為 様式第5号

エ 条例第2条第1項第4号の行為 様式第6号

オ 条例第2条第1項第5号の行為 様式第7号

カ 条例第2条第1項第7号の行為 様式第8号

(2) 土地所有者の承諾書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協議又は通知の手続への準用)

第3条 前条の規定は、条例第2条第3項の規定による協議又は条例第3条の規定による通知の場合に準用する。

(許可を要しない公共的団体)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 中期目標管理法人都市再生機構

(2) 中期目標管理法人労働者健康福祉機構

(3) 中期目標管理法人高齢・障害・求職者雇用支援

機構

(4) 中期目標管理法人水資源機構

(5) 中期目標管理法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(6) 中期目標管理法人中小企業基盤整備機構

(7) 中期目標管理法人国立病院機構

(8) 静岡県住宅供給公社

(変更許可の申請)

第5条 条例第7条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書(様式第9号)に第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた関係図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの(条例第6条第1項に定める基準に適合するものに限る。)とする。

(1) 建築物の新築、改築又は増築の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの

(2) 宅地の造成等の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 土石の類の採取の許可に係る変更で、当該変更に係る地形の変更が前号の宅地の造成等と同程度のもの

(4) 水面の埋立て又は干拓の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(標識の掲出)

第7条 条例第8条の規定により掲出する標識は、風致地区内許可行為標識(様式第10号)によるものとする。

(行為の承継の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為承継届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(行為の完了又は中止の届出)  
 第9条 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為完了届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。  
 2 条例第10条第2項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為中止届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。  
 (住所等の変更の届出)  
 第10条 条例第11条の規定による届出をしようとする者は、住所氏名変更届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)  
 第11条 条例第13条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第15号)によるものとする。  
 (書類の提出部数)  
 第12条 この規則により市長に提出する申請書その他の書類及びこれに添付する関係図書の部数は、正副各1通とする。  
 (委任)  
 第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条、第5条関係)

行為の区分	関係図書	内容
建築物の建築及び建築物等の色彩の変更の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	配置図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員、断面図の位置
	植栽計画図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、樹木の位置、種類、本数(配置図に併記することができる。)
	公図写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
	平面図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、許可行為変更の場合は変更対照図
	立面図	2面以上、外観意匠色彩
	断面図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、建築物の断面、現況地盤面、設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地境界線、工作物、木竹等の位置及び高さ
	地盤算定図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、建築物が接する設計地盤面及び平均地盤面の状況
	敷地面積等算定図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、建築物の敷地面積及び建築面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺
土地登記事項証明書		
工作物の設置、宅地の造成等、土石の類の採取及び水面の埋立て又は干拓の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺200分の1から800分の1までの範囲内、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置
	公図写し	方位、地名、地番、地目、行為地の境界線
	縦・横断面図	現況及び計画(出来上がり予定)を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図(計画図)	縮尺(現況図と同一縮尺とすること。)、方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、上下水道配管、道路幅員、植栽計画、許可行為変更の場合はその旨(対照)図示のこと。
	行為地面積等算定図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること。)、行為地の面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること。)、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺
	土地登記事項証明書	
木竹の伐採の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、方位、行為地の境界線、樹種、択伐の場合は伐採する木竹の位置
	現況写真	行為地及びその周辺
	土地登記事項証明書	
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、方位、行為地の境界線
	平面図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること。)、方位、行為地の境界線、土石等を堆積する位置、植栽等の措置の状況、断面図の位置
	縦・横断面図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること。)、堆積物の断面図、現況地盤面、堆積物の位置及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺
	土地登記事項証明書	市長が別に定める内容のもの
行為の種類により省略することができる。		

---

史跡江戸城石垣石丁場跡  
(中張窪石丁場跡)  
保存活用計画書

令和2年(2020)3月発行

編集・発行 熱海市教育委員会  
静岡県熱海市中央町1-1

---